

令和5年6月甲良町議会定例会会議録

令和5年6月5日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 令和4年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）
- 第4 報告第2号 専決処分の報告について
- 第5 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第7 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第8 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和4年度甲良町一般会計補正予算（第12号））
- 第9 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第3号））
- 第10 議案第33号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第34号 甲良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第35号 令和5年度甲良町一般会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第36号 令和5年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第37号 令和5年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 同意第1号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第16 同意第2号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第17 同意第3号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第18 同意第4号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第19 同意第5号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第20 同意第6号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めるこ

- とについて
- 第21 同意第7号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第22 同意第8号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第23 同意第9号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第24 同意第10号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第25 同意第11号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第26 同意第12号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第27 同意第13号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第28 同意第14号 甲良町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第29 発議第6号 議会改革調査・検討特別委員会設置目的追加に関する決議（案）
- 第30 発議第7号 甲良町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）
- 第31 一般質問

◎会議に出席した議員（10名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
4番	山田裕康	5番	野瀬欣廣
6番	阪東佐智男	7番	宮寄光一
8番	丸山恵二	9番	木村修
10番	西澤伸明	11番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員（1名）

3番	山田充
----	-----

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山繁
総務課長	中村康之	教育次長	大野けい子

会計管理者	福原	猛	学校教育課長	橋本	善明
税務課長	望月	仁	社会教育参事	中川	一樹
企画監理課長	熊谷	裕二	長寺センター館長	大野	正人
住民人権課長	西村	克英	総務課参事	村田	茂典
保健福祉課長	山崎	志保美	保健福祉課参事	大山	一弥
産業課長	宮川	哲郎	建設水道課参事	寺居	友彦
建設水道課長	村岸	勉	総務課長補佐	岩瀬	龍平
呉竹センター館長	上田	真司			

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本	浩美	書	記	山脇	理恵
------	----	----	---	---	----	----

(午前 9時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達しておりますので、令和5年6月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に2番 岡田議員、4番 山田裕康議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月14日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日、令和5年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案説明の前に若干の行政報告をさせていただきます。

町長が出席をいたしましたこの間の行事、会議等につきまして報告いたします。

本年4月29日に多賀スマートインターチェンジの下り線の開通式が行われました。

経過につきましては、平成30年7月に、彦根市、愛荘町、犬上郡三町と滋賀県、国土交通省近畿地方整備局、中日本高速道路株式会社で「多賀スマートインターチェンジ地区協議会」を設立して、多賀町が建設を進められてきました。

上り線につきましては、2年後に開通する計画で、今後本格的な工事が進められます。

5月15日は、春の全国交通安全運動期間中の活動として、役場西の信号のある交差点をはじめ、町内各所に交通安全の委員さんをはじめ、議員や町

職員が朝の一斉立哨をして、街頭啓発活動を行っていただきました。

また、同日の5月15日は、国道307号改良促進協議会が甲賀市で開催をされ、議長とともに出席をいたしました。

5月17日は、道路整備促進期成同盟会全国協議会主催の「命と暮らしを守る道づくり全国大会」が東京砂防会館で開催され、大会決議をされた7項目をふまえ、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する道路整備・管理が長期的、安定的に進められるよう、国・地方の令和6年度道路関係予算の総額の満額確保ができるよう、県選出の衆議院議員・参議院議員全員に要望活動を行いました。

5月23日から25日の3日間、滋賀県町村会6町長の国内行政調査で、高知県では高知県移住サポートセンターと津野町、香川県では香川県広域水道企業団と宇多津町を訪問研修いたしました。

町村会として、令和6年度の施策事業の県要望に反映したいと考えておりますし、高知県は11市23町村の34市町村で構成され、そのうち80%以上の28市町村が過疎特別措置法に指定されて、県挙げて過疎対策の各種施策が展開されており、改めてテーマと視察先を絞って、高知県に本町実務職員の派遣研修を計画いたしたいと考えております。

それでは、本日提案をさせていただきます案件につきまして、その概要を説明申し上げます。

報告第1号は、令和4年度一般会計予算において、翌年度に4,750万2,000円の明許繰越をしました繰越計算書の報告であります。

報告第2号は、損害賠償の額を定めることについてで、令和5年3月1日付最高裁判所の決定により、本町の行った職員の停職処分取消しが確定し、停職処分によって相手方に支給しなかった給料と期末勤勉手当及び遅延損害金を専決処分により、令和5年4月20日に125万4,055円を支払いましたので、その報告であります。

承認第1号は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、甲良町税条例の一部改正について専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第2号は、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、甲良町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第3号は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が令和4年度をもって終了することに伴い、所要の改正について専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第4号は、令和4年度甲良町一般会計補正予算（第12号）で、1億4,132万8,000円を減額いたし、総額40億2,924万5,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号は、令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）で30万円を追加いたし、総額188万4,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第33号は、甲良町税条例の一部を改正する条例で、道路運送車両の保安基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、甲良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例で、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第35号は、令和5年度甲良町一般会計補正予算（第1号）で、8,083万8,000円を追加いたし、補正後の予算総額を39億6,158万5,000円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では、国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,707万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,176万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金711万円、出産・子育て応援交付金事業補助金723万6,000円、繰入金として、財政調整基金繰入金1,222万9,000円などの増額であります。

歳出では、社会福祉費として、医療機関等物価高騰対策支援金169万6,000円、物価高騰対策支援給付金交付事業2,737万6,000円、児童福祉費として、子育て世帯への臨時特別給付金事業618万4,000円、保健衛生費として、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,887万7,000円、農業費として、農業経営継続緊急支援事業補助金800万円、せせらぎの里管理事業511万円、道路橋梁費として、里道水路防災事業補助金363万5,000円、消防費として、消防備品購入337万1,000円など、増額追加いたしております。

議案第36号は、令和5年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）で、収益的収入及び支出で、下水道事業費の営業外費用として11万5,000円を追加いたし、予備費として11万5,000円を減額するものであります。

議案第37号は、令和5年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）で、収益的収入及び支出で、水道事業収益の営業費用として140万円を追加いたし、予備費として140万円を減額するものであります。

同意第1号から同意第14号は、農業委員会等に関する法律第8条第1項

の規定により、14人の甲良町農業委員会の委員の任命につき、それぞれ同意をお願いするものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。

何とぞよろしくご審議をいただき、適切な承認・議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**建部議長** 日程第3 報告第1号を議題とします。報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事。

○**村田総務課参事** 報告第1号 令和4年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和4年度甲良町一般会計予算において、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日。

甲良町長 野瀬喜久男。

おめくりください。

令和4年度甲良町繰越明許費繰越計算書でございます。

項目を読み上げさせていただきます。

2款 総務費、1項 総務管理費、事業名、住宅自然災害支援金交付事業、翌年度繰越額300万円。同じく4項 選挙費、滋賀県議会議員一般選挙、翌年度繰越額147万9,000円。

3款 民生費、1款 社会福祉費、社会福祉施設整備・運営事業38万4,000円。同じく2項 児童福祉費、子育て支援事業83万6,000円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、翌年度繰越額900万円。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、社会資本整備交付金事業、翌年度繰越額600万円。同じく4項 住宅費、事業名、公営住宅改修事業400万円。住宅管理事業（退去強制執行）342万円。空き家等実態調査事業359万4,000円。

10款 教育費、1項 教育総務費、教育施設整備費317万7,000円。学校消防設備改修事業1,188万円。同じく5項 社会教育費、公民館改修事業73万2,000円。

合計、翌年度繰越額4,750万2,000円。

令和5年5月31日提出。

甲良町長 野瀬喜久男。

以上であります。

○**建部議長** これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 報告第2号を議題とします。報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

総務課参事。

○**村田総務課参事** 続きまして、報告第2号でございます。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日。

甲良町長 野瀬喜久男。

おめくりください。裏面になります。

専第1号 専決処分書。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月30日。

甲良町長 野瀬喜久男。

別紙の内容でございます。

損害賠償の額を定めることについて。

給与等支給の遅延による損害を次のとおり賠償するものとする。

1、相手方、下記のとおりでございます。

2、概要、令和5年3月1日付最高裁判所判決及び決定により、本町の行った職員の停職処分の取消しが確定し、当該停職処分により、相手方へ支給しなかった給与等の差額を支給することとなった。民法の規定により、この給与等の本来支給日から相手方への差額支給予定日、こちらについては、令和5年4月20日となっております、までの間、支給が遅延したことによる遅延損害金として、年3%の率により算出した額を支払う必要があるもの。

3、損害賠償（遅延損害金額）金9万781円。

以上であります。

○**建部議長** これをもって報告を終わります。

次に、日程第5 承認第1号を議題とします。議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 承認第1号 専決処分につき承認を求めることについて。

甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○**望月税務課長** 専第2号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日。

甲良町長。

まず、説明する前に、6月2日の全協で丸山議員の質問にお答えさせていただきました。金屋区にある建物なのですが、建物の種類がその他、一般住宅となっておりましたので、特定マンションには該当しないものとお答えさせていただきます。

それでは、甲良町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

地方税法の一部改正に伴う規程の整備です。

甲良町税条例の一部を次のように改正する。

この改正については、新旧対照表で説明させていただきます。

主な改正につきましては、まず、新旧対照表6ページです。

大規模の修繕等が行われた特定マンションに対する税額の減税措置を受けようとするものがすべき申告について規定するものでございます。

新旧対照表7ページです。

軽自動車税の環境性能割の非課税を削除するものでございます。

同じく、附則第15条の6、第3項です。軽自動車税の環境性能割の税率の特例を削除するものでございます。

同じく、新旧対照表8ページです。附則第16条第2項です。「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に改正するものでございます。

次に、新旧対照表8ページ、9ページです。

現行附則第16条第3項及び第4項、グリーン化特例に関する50%及び25%軽減を削除するものでございます。

新旧対照表10ページをご覧ください。

改正後（案）附則第16条第3項です。3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車に改正する。「令和5年3月31日」から「令和8年3月31日」に改正する。「3,900円」を「2,000円」、及び「6,900円」を「3,500円」に改正するものでございます。

新旧対照表10ページ、11ページです。

改正後（案）附則第16条第4項。「令和5年3月31日」から「令和7

年3月31日」に改正する。「3,900円」を「3,000円」、及び「6,900円」を「5,200円」に改正するものでございます。

あと、eL TAX QRコードの表記から追加されたことに伴い、関係する住民税の納入証の様式を改正するものになります。対象条例につきましては、第46条、第48条、第51号などがございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

(発言する者あり)

○建部議長 訂正したやつが、訂正したやつがあるやろ。

(発言する者あり)

○建部議長 皆、いってますか。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 承認第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第2号 専決処分につき承認を求めることについて。甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 専第3号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日。

甲良町長。

それでは、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正に伴う規定の整備でございます。

甲良町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知」に改める。

附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則としまして、施行期日。この条例は、令和5年4月1日から施行する。適用区分、この条例による改正後の甲良町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 全協でも説明があったわけですけども、資料3で、軽減の判定の所得の基準が変わりますね。それで、5割軽減の場合、28万5,000円から29万円、そして、説明では、5割軽減は157世帯から158世帯に1世帯増えるということになります。2割軽減の場合も、これ、判定の所得基準の範囲が広がるという認識でよろしいですか。

○**建部議長** 税務課長。

○**望月税務課長** 西澤議員の質問でいいと思います。質問どおりで。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 判定基準の枠が広がって、対象者が広がるという意味ですね。はい。

そうすると、全協で示された2割軽減の場合、116世帯から107世帯に下がるというのが理解できないんです。それで、9世帯少なくなりますね。つまり、軽減の対象が、枠が広がるのに対象世帯が少なくなる。この仕組み

について、ちょっと教えていただきたい、説明いただきたいと思います。データ自体が間違っているのか、それとも、何か抽出のところが違うのか、ご説明をお願いします。

○建部議長 税務課長。

○望月税務課長 全協資料3をお配りさせてもらいまして、その裏面に、算定方法を書かせていただいております。これの算定方法で算出した結果、この数字となりました。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 だから、だから、算定の基準、つまり軽減する対象の範囲が広がるわけですね。つまり52万円から53万5,000円に広がって、その計算式のとおりになって、その所得の判定、つまり、所得の判定ですから、所得が多い人でも2割軽減の対象になるということですから、それなのに116世帯から107世帯になるということについて矛盾がないのかと聞いてるんです。何か枠が違うのかな。

○建部議長 税務課長。質問の趣旨は分かるか。

町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりです。対象額が増えるということは、対象者も増えるのではないかという、そういう質問であります。税務課の言いましたように、令和4年度所得で試算してありますので、この数字が、5年度、失礼しました。もう一度、実施のときには再精査をさせていただきます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 つまり、同じ令和4年度の課税数値から試算しているわけですから、基の数字は変わるはずがないですよ。そこまでは一致する。それから、今度の改正は対象の枠が広がる。なのに、対象者が減ること自体が理解できない、矛盾するのではないかということですから、その矛盾点は何なのか調べてもらわんと、つまり、その枠を取ったところにはなくて、新しく広がるので減るんだというのが分かりませんね。説明をお願いします。

ないしは、精査をした上で回答いただけるということでしたら、それでお願いしたいと思います。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 今現在、掌握している税務課の数値でありますので、精査をして、もう一度、後日、説明をさせていただきたいと思います。

○建部議長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 元々国民健康保険税の国民健康保険制度は、大変地方自治体に負担のかかる制度とますますなっていきました。ですから、この点でも県の一本化になって運営をしていくという点で、地方自治体、小さな、特に小さな町の裁量がなかなか難しくなっているわけです。

大本はやはり国庫の支出を減らしたところ、つまり1986年に減らしたわけですが、ここのところに戻って、きちんと国が手当てをする。そして、地方の運営が住民に負担がかからないようにかじを切る、手当てをしていくと、こういうことが大事なところに指摘をされています。私も、そのとおりだというふうに思います。

そういう点でも、今回、支援金、つまり後期高齢者への支援をしていく金額が20万から22万に引き上がる。これ、どうでのも、やはり公共料金が引き上がる中身、それから、諸物価も上がっていく中ですから、軽減枠が広がってくるわけで、広がったことも抱き合わせてなっていますが、基本的にはそういう制度的な矛盾点、それから、負担が増えるという点で容認できないことを表明させていただきます。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第2号は承認されました。

次に、日程第7 承認第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 承認第3号 専決処分につき承認を求めることについて。甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○**山崎保健福祉課長** 専第4号 専決処分書。

甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日。

甲良町長 野瀬喜久男。

甲良町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について、令和4年度まで延長されていたことに伴いまして、附則第9条第1項中に「及び令和4年度以前の年度分の保険料であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加える。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、日程第8 承認第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 承認第4号 専決処分につき承認を求めることについて。令和4年度甲良町一般会計補正予算(第12号)。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 議案書の裏面の方をお願いいたします。

専第5号でございます。

専決処分書。

令和4年度甲良町一般会計補正予算（第12号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日。

甲良町長 野瀬喜久男。

予算書の裏面の方をお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,132万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億2,924万5,000円とするものでございます。

また、繰越明許費の追加がございます。こちらについては、第2表 繰越明許費補正によりご説明させていただきます。

では、第1表の方をお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。

各款の項の項目と補正額のみ、ご説明の方をさせていただきます。

2款 地方譲与税、1項 自動車重量贈与税、補正額9万8,000円の減。2項 地方揮発油譲与税31万4,000円の減。4項 森林環境譲与税13万9,000円の減。3款 利子割交付金、1項 利子割交付金、補正額4万3,000円増。4款 配当割交付金、1項 配当割交付金、補正額161万8,000円増。5款 株式等譲渡所得割交付金、1項 株式等譲渡所得割交付金、補正額72万5,000円の減。6款 法人事業税交付金、1項 法人事業税交付金、補正額442万4,000円増。7款 地方消費税交付金、1項 地方消費税交付金、補正額2,963万円増。8款 環境性能割交付金、1項 環境性能割交付金、補正額86万1,000円。9款 地方特例交付金、1項 地方特例交付金、補正額4万8,000円増。10款 地方交付税、1項 地方交付税、補正額960万1,000円増。おめくりください。

11款 交通安全対策特別交付金、1項 交通安全対策特別交付金、補正額35万8,000円の減。13款 使用料及び手数料、1項 使用料、補正額20万円の減。2項 手数料79万6,000円の増。14款 国庫支出金、1項 国庫負担金379万4,000円の減。2項 国庫補助金2,742万3,000円の減。3項 委託金4,000円の増。15款 県支出金、1項 県負担金60万9,000円の減。2項 県補助金412万1,

000円の減。3項 委託金327万円の減。16款 財産収入、1項 財産運用収入93万6,000円の減。2項 財産売払収入139万9,000円の減。17款 寄付金、1項 寄付金350万円の減。18款 繰入金、1項 特別会計繰入金90万円の減。2項 基金繰入金1億3,015万9,000円の減。20款 諸収入、2項 町預金利子7,000円の増。3項 貸付金元利収入99万円の増。5項 雑入1,140万5,000円の減。補正額合計1億4,132万8,000円。補正後額40億2,924万5,000円でございます。

おめくりください。

歳出の部でございます。こちらについても項及び補正額の読み上げをさせていただきます。

2款 総務費、1項 総務管理費2,466万5,000円の増。2項 徴税費5,000円の増。3項 戸籍住民基本台帳費180万円の減。4項 選挙費35万円の増。3款 民生費、1項 社会福祉費9,877万5,000円の減。2項 児童福祉費321万円の減。4款 衛生費、1項 保健衛生費480万円の減。2項 清掃費170万円の減。6款 農林水産業費、1項 農業費4万9,000円の減。7款 商工費、1項 商工費200万4,000円の減。8款 土木費、1項 土木管理費163万円の減。2項 道路橋梁費2,489万5,000円の減。4項 住宅費660万5,000円の減。5項 都市計画費209万6,000円の減。9款 消防費、1項 消防費130万3,000円の減。10款 教育費、1項 教育総務費446万1,000円の減。2項 小学校費29万9,000円の減。3項 中学校費26万7,000円の減。4項 幼稚園費28万6,000円の減。5項 社会教育費25万1,000円の減。6項 保健体育費141万7,000円の減。12款 公債費、1項 公債費1,050万円の減。歳出合計1億4,132万8,000円の減。合計40億2,924万5,000円。歳入歳出同額となっております。

おめくりください。

第2表 繰越明許費補正でございます。追加でございます。

8款 土木費、4項 住宅費、事業名、住宅管理事業（退去強制執行）でございます。金額として342万円でございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 まず、収入の部のところですけども、特別交付税、略して特交と

よく言っていますが、この金額960万1,000円ですけども、この金額だけではなかったかと思うんですけども、この令和4年度の12号で計上された以外もあるのかどうか確認したんですけど、ちょっと分かりませんでしたので、お願いします。

それから、もう一つは、2点目は、国庫の支出でそれぞれ減額になって、合計が3,121万3,000円となっていますが、とりわけ、この地方創生の臨時交付金の837万円。それから、障害者自立支援給付金の負担金の517万3,000円などですね。それから、子育ての臨時特別支援事業補助金630万。それぞれ状況、つまり国民生活に寄り添って、それに対応するために出されたやつですけども、それぞれの理由があったんだと思うんですけども、書かれています。それで、改めて、その部分が減額になっていった経過を簡単に説明いただきたいなと思います。これが2点目。

それから、まず、すみません、それをお願いします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 まず、私の方から特別交付税の960万1,000円の増額についてであります。

特別交付税分としては、当初予算3億6,000万を見込んだままの予算計上になっておりましたので。あと、特別交付税の確定額が年度末に確定しましたので、この額です。総額で、去年は除雪費を含めて4億超しましたが、3億7,000万に少し届かなかったということでございます。

精査を財政当局とやったんですが、去年の増えた分は除雪費含めて、国勢調査で人口が減りましたので、人口急減対策ということと除雪費で、その分合わせて、昨年対比では相当減額ということの特別交付税でございます。

あとは、国庫は担当課から申し上げます。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 コロナの臨時交付金でおおよそ800万円の減というふうにご質問いただいた件なんですけど、先日の全協でもご質問いただいたことに重複するんですけども、非課税世帯の給付に加えて、200万円の所得までの方に5万円支給する生活応援資金、町独自のやつをこのコロナの臨時交付金を使ってやった件で、支給対象者が見込み数よりも少なかったといったことで、おおよそ600万円ぐらいの減があったといったふうにご説明させていただきましたが、その800万円のうち主なものは、そういった、いわゆる見込んでいたよりも実際の支給対象数が少なかったといったことに伴うものでございます。

○建部議長 もうなかったかな。西澤議員、これで答えてもらいましたか。

○西澤議員 はい。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 すみません。障害者の自立支援金の分もその中に入ってくるんですか、80万円とか。それから、子育てセンターの運営費。これも見込みよりも予算が少なくて済んだと。それで、補助金ですけども、そういう対象の計算で減額の県の手当になったという、ごめんなさい、国の手当に、国や県の手当というのになるのでしょうか。

○建部議長 総務課参事。

○村田総務課参事 補助金制度の全般のお話になってきます。基本的にコロナ給付金につきましては、歳出に対して100%充当されてくる形、コロナの関係であったりとか、あとは、ワクチン接種の関係。こちらについては、国の制度でやっていますもので、100%充当になってくるんですけども、通常は一定支出額に対して何割とかという形での補助金になってきます。

今ご指摘のセンターの関係ですと、歳出が落ちますと、当然その分、対象となってくる補助金等も落ちてきますので、全般的に補助金形式になると、歳出が落ちますと当然に歳入も落ちるというふうな連動がある形になっております。

○建部議長 それと、先ほどの答弁漏れを。

○村田総務課参事 例えば、予算書の19ページの方を見ていただきたいんですけども、子育て世帯の、先ほどありました企画の方ですけども、16目の子育て世帯等の臨時特別支援事業給付金ですけど、こちら、1,000万超えの減額補正をさせていただいております。この関係もございまして、全額が全額、補助金対象ではございませんけれども、1,000万ほど落ちています。

また、障害者の自立支援の関係でございまして、ページでいきますと18ページですね、ごめんなさい。こちらの方で、障害児の施設給付費負担金であったりとか、障害施設介護費給付金等、減額になっております。各項目に当たっているものでございまして、総額すると入の方が大きく見えますけれども、個々の事業に対して、出が落ちたことによって歳入も落ちたという形の整理でございまして。

○建部議長 答弁漏れですか。西澤議員、それでよろしいか。

西澤議員。

○西澤議員 最後に、この社会福祉の問題になっていました、議会でも可決した5,500万円。これは繰越明許もしなかったんですけども、町長に、この非課税世帯、国が出してくる政策全部、ある基準でなっていますけども、議会が今回、補正予算で5,500万減額になっているのは、そういうように区別をせずに、非課税世帯、それから、子育て世帯以外のところに5万円の

支給をしたわけですが、今年度、つまり令和5年度になっていきますけども、その点でも復活をして手当てをしていくという考えはございますでしょうか。ぜひ、なかったら再考をいただきたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 今回の補正で、コロナ対策臨時交付金が来ましたので、低所得者3万円を取りあえず優先させていただいて、執行していきたいというふうに思っています。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 それぞれ、この時期ですから、決算期に当たる整理をした補正予算だというように思いますが、議会で5,500万円、区別なく住民に5万円の支給ができる、財政的にもそうえらくないわけです。住民の方は大変待っておられます。そういう点でも、この補正予算、承認できないということをおっしゃっていただきます。

○建部議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、承認第4号は承認されました。

次に、日程第9 承認第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第5号 専決処分につき承認を求めることについて。令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民人権課長。

○西村住民人権課長 それでは、専決第6号の方の説明をさせていただきます。
議案をおめくりいただきまして、専決処分書。

令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。
令和5年3月31日。

甲良町長。

予算書の方になりますが、裏面をお願いいたします。

令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ188万4,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。2款 使用料及び手数料、1項 使用料、補正額30万円。合計30万円。

裏面をお願いいたします。

歳出。2款 諸支出金、1項 返還金、補正額30万円。合計30万円でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第5号は承認されました。

次に、日程第10 議案第33号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第33号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 それでは、甲良町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

道路交通法の一部改正及び道路運送車両の保安基準が改正されたことに伴う規程の整備でございます。

甲良町税条例の一部を次のように改正する。

第82条第1号A中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則、施行期日、この条例は、令和5年7月1日から施行する。

軽自動車税に関する経過措置。

この条例による改正後の甲良町税条例第82条第1号エの規定は、令和6年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第33号は可決されました。

次に、日程第 1 1 議案第 3 4 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 3 4 号 甲良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○大野教育次長 甲良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例です。

1 枚おめくりください。

子ども・子育て支援法の一部改正（令和 4 年法第 7 6 号）に伴い、条例中の事項を改正します。

第 1 条及び第 2 条中「第 7 7 条第 1 項各号」を「第 7 2 条第 1 項各号」に改めます。

附則です。この条例は公布の日から施行し、改正後の甲良町子ども・子育て会議条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 3 4 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり、先ほど承認と言いましたけど、決することに賛成の方はということになります。原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第 3 4 号は可決されました。

次に、日程第 1 2 議案第 3 5 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第35号 令和5年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、予算書を1枚おめくりください。

令和5年度甲良町一般会計補正予算(第1号)でございます。

この補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,083万8,000円を追加し、総額をそれぞれ39億6,158万5,000円とするものでございます。

また、債務負担行為の補正もございます。こちらについては、第2表の方でご説明の方をさせていただきます。

第1表の方をご覧ください。

款及び項及び補正額の方を読み上げさせていただきます。

まず、歳入の部でございます。12款 分担金及び負担金、1項 負担金、補正額12万9,000円。14款 国庫支出金、1項 国庫負担金711万円。2項 国庫補助金6,332万3,000円。15款 県支出金、2項 県補助金196万8,000円。18款 繰入金、2項 基金繰入金1,222万9,000円。20款 諸収入、5項 雑入392万1,000円減。合計8,083万8,000円。補正後額39億6,158万5,000円でございます。

おめくりください。

歳出の部でございます。1款 議会費、1項 議会費、補正額1万円。2款 総務費、1項 総務管理費363万円減。2項 徴税費4万1,000円。3款 民生費、1項 社会福祉費3,290万7,000円。2項 児童福祉費633万9,000円。4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正額2,063万1,000円。6款 農林水産業費、1項 農業費1,571万8,000円。8款 土木費、2項 道路橋梁費、補正額363万5,000円。9款 消防費、1項 消防費、補正額446万8,000円。10款 教育費、1項 教育総務費、補正額71万9,000円。補正額合計8,083万8,000円、補正後額39億6,158万5,000円。歳入歳出同額でございます。

続きまして、第2表 債務負担行為補正でございます。

まず、追加でございます。事項名、第3期甲良町子ども・子育て支援事業

計画策定支援業務。期間、令和5年度から令和6年度まで。限度額660万円。

続いて、変更でございます。事項名、統一的な基準による地方公会計整備支援業務。変更後期間、令和5年度から令和9年度まで。限度額1,320万円。道の駅せせらぎの里こうら指定管理委託。変更後、令和5年度から令和6年度まで。限度額1,615万円。

以上であります。よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** まず、全協でも説明がありましたが、確認の意味も込めてお聞きします。

地方創生の臨時交付金、今回の3,700万飛んで7万6,000円ですが、その内訳は、医療支援、それから、価格高騰の支援、それから、農業支援で、それぞれ169万6,000円、それから、2,737万6,000円、それから、農業の800万なんですけれども、それぞれ対象や、それから、特に要綱ですね。農業の方の支援、どの対象、どういう対象の方に支援するかという要綱が定められているのかどうか。その要綱が定められているのでしたら、その概要をご説明いただきたいというのが1つです。

それから、もう一つは、価格高騰の部分ですけども、それについても、この3つともは国の制度ですけども、町独自が裁量で3つの中身を考えることができるという内容だと思いますが、そのご確認をお願いしたいと思います。

それから、もう一点は、出産・子育ての726万3,000円が入で国庫支出であります。それで対応するのが、支出の社会福祉費の210万、それから、子育て世代の要綱を定める、対策を検討するというので618万4,000円。それから、出産・子育て、妊娠分が175万ですが、その3つでいいと思いますが、その差額、合計しますと、国から受ける金額よりも支出が多くなるんですよ。その分は町の負担となるということでもいいのかどうか、確認をお願いいたします。

あと、県の支出が180万9,000円ありますので、それでペイできるのかという点も併せて説明をお願いします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** まず、コロナの臨時交付金の支給対象のお話なんですけれども、基本的な考え方としては、国がモデル的なものをいったん示されます。しかしながら、議員ご指摘のように、市町村の裁量でそれは一定認められることとなります。ただ、事業計画等を国に出した上で、それが認められたら

という前提はありますけれども、基本的には市町村の裁量で、対象者であるとか、その収入基準であるとか、そういったものの裁量は市町村で判断できるようになっております。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 まず、私の方から、対象者につきましては、認定農業者、認定新規就農者、個人農家、要は出荷販売をされている方全て対象となります。

次に、要綱につきましては、昨年度、要綱を作成しました甲良町農業経営継続緊急支援事業補助金交付要綱、昨年度、運用させていただきましたその要綱に、個人農家までを対象といたしまして、改正という形で要綱を制定したいと思っております。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 民生費の方の社会福祉総務費の物価高騰対策支援につきましては、昨年度実施しました介護保険事業所及び障害福祉サービスの事業所に加えまして、5年度は、町内の医療機関、3医療機関ございますので、そこを対象に、医療機関につきましては、1施設5万円の物価高騰対策として支援金を、要綱の方は、昨年度つくったものに医療機関を加える改正を行いまして、要綱は整備しております。

○建部議長 教育次長。

○大野教育次長 出産・子育て応援交付金事業です。国庫が3分の2、県費が6分の1、町費が6分の1となっております。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 先ほどお話もありました非課税世帯の3万円の支給の件は、これまでの非課税世帯の支給状況と鑑みまして、830人。830人を今回、予算化させていただいております。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 子育て世帯への臨時交付金におきましては、90名の方を見込みで予算を取っております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それぞれ要綱がある、それから、前回につくった要綱にプラスをして今回新しく加えるというようになっていますが、インターネットを見ますとホームページで公開されているのかどうか、ペーパーを頼りにしている者、私もそのうちの1人ですけども、議会に出していただくことはできるでしょうか。これが1点目です。

それから、もう一つは、妊娠時、つまりこれは伴走型の支援事業の1つではないかというように思いますが、細かいことですけども、妊娠時の金額

が175万、それから出産時が210万、差額があるんですね、35万。7人分かというように思いますけども、それは年度が替わることを見越して差額をつけているというように見ていいのかどうか。別でしたら、こういう方法で差額があると。つまり妊娠したら出産しないわけではありませんので、その差額は、年度を越えてくるということでもいいんですかね。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**山崎保健福祉課長** 175万円の方は、5年度中に妊娠されて、母子手帳を取りにこられた方の人数、35人を見込んでおります。その差額につきましては、昨年度に既に妊娠届出をされて母子手帳を取られた方が、5年度に出産をされた場合に、その妊娠届出時に、まだ5万円がお支払いできておりませんので、5年度に合わせて支給をいただくというものです。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第13 議案第36号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第36号 令和5年度甲良町下水道事業会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 議案第36号 令和5年度甲良町下水道事業会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

予算書、裏面をお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

令和5年度甲良町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改正をするものでございます。

科目につきましては、第1款 下水道事業費用におきまして、第2項 営業外費用について11万5,000円の増でございます。第4項 予備費につきまして11万5,000円の減でございます。

こちらの補正理由につきましては、冬季における水道事業の漏水に伴います下水道の還付のものでございます。

どうかよろしくをお願いいたします。

○建部議長 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第37号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第37号 令和5年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案第37号 令和5年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

予算書裏面をお願いいたします。

第2条 収益的収入及び支出の補正でございます。

令和5年度甲良町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目といたしまして、第1款 水道事業費、第1項 営業費用におきまして140万円の増でございます。また、第4項 予備費につきまして140万円の減でございます。

補正理由につきましては、水道管の工事費の方を補正させていただいているものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで暫時、10時30分まで休憩します。

(発言する者あり)

○建部議長 はい。

○西澤議員 答弁漏れがありますので。

○建部議長 答弁漏れですか。

○西澤議員 はい、答弁漏れです。ペーパーで議会に要綱を提出するようにと。

どうですかというのが、出す、出さないのやつが、答弁、漏れています。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 新しい要綱は、もちろん作成は今のところはしておりません。この議会で補正が通りましたら作成予定です。ただ、今現時点で案は作成しておりますので、そちらの方を提示するということであれば提示させていただきましますのと、昨年度の補助要綱につきましては、この議会の議決の時期によって掲載できているかどうかというところがありますので、そこら辺の確認は、またこちらの方でさせていただいて、提出させていただきたいと思えます。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 3万円の給付の方につきましても、規定が作成できましたら、資料の方を提出させていただこうと思えます。ただ、ホームページ等にはその細かい規定までは、これまでもアップしていませんので、同様の取扱いにさせていただこうかなと思えます。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 介護福祉の事業所向けの要綱につきましても、補正後、改正が終わりましたら、また提示をさせていただくんですけども、ホームページにつきましても、直接対象の事業所にお送りさせていただいておりますので、ホームページには掲載はしておりませんでした。

○西澤議員 議長、すいません。農業のところですけど。

○建部議長 できたらその場でやってほしかったんですが。どうぞ。

○西澤議員 すいません。いや、もう気後れしまして、言えなかったんですけども、農業のやつは、農業の点ですね、その他の方もそうなんですけども、予算を組む上でこういう対象に支給するというのは、もう既に決まっている。予算が通過したら、皆さんに渡すというのもおかしな話で、議会に、こういう積算の結果、こういう対象だからこんだけの金額になるんですというふうな、示すべきだというふうに思いますが、可決をしたらといいますと14日過ぎということになりますので、それは事前に議会にいただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

○建部議長 もうありませんね。では、5分間延長して35分まで休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○建部議長 それでは、再開します。

次に、日程第15 同意第1号から日程第28 同意第14号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第1号から同意第14号 甲良町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第1号 甲良町農業委員会の委員の任命につきまして、同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

甲良町農業委員会の委員に次の者を任命することにつきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、滋賀県犬上郡甲良町大字在土289番地2。

氏名、松居敏弘。

認定農業者で、新任の方でございます。

生年月日、昭和31年6月1日。

同意第2号 同じく農業委員会委員の任命の同意をお願いするものでございます。

住所、甲良町大字下之郷1274番地。

氏名、若松嘉一。

再任の方でございます。

生年月日は昭和27年12月22日でございます。

同意第3号 同じく農業委員会委員の任命について同意をお願いするものでございます。

住所、甲良町大字尼子1266番地1。

氏名、北川勝氏。

認定農業者、新任の方でございます。

生年月日、昭和23年9月29日生まれであります。

同意第4号 同じく農業委員会委員の任命の同意をお願いするものでございます。

住所、甲良町大字尼子1790番地。

氏名、古川俊雄氏。

認定農業者で、再任の方でございます。

生年月日、昭和26年12月11日生まれであります。

同意第5号 同じく農業委員会委員の任命同意をお願いするものでございます。

住所、甲良町大字小川原 7 5 6 番地。

氏名、建部聖子氏。

再任の方でございます。

生年月日、昭和 3 7 年 3 月 1 0 日生まれでございます。

同意第 6 号 同しく農業委員会委員の任命同意をお願いするものでございます。

住所、甲良町大字小川原 4 3 0 番地。

氏名、北川茂樹氏。

認定農業者で、新任の方でございます。

生年月日、昭和 3 1 年 1 2 月 2 2 日生まれ。

同意第 7 号 同しく農業委員会委員の任命の同意をお願いすることによってございます。

住所、甲良町大字北落 3 2 番地。

氏名、上田勝氏。

認定農業者、再任の方でございます。

生年月日、昭和 2 8 年 7 月 2 6 日生まれ。

同意第 8 号 同しく農業委員会委員の任命同意をお願いすることによってございます。

住所、甲良町大字金屋 1 8 2 1 番地。

氏名、鋒山二三男氏。

認定農業者、新任の方でございます。

生年月日、昭和 3 3 年 8 月 7 日生まれであります。

同意第 9 号 同しく農業委員会委員の任命同意をお願いすることによってございます。

住所、甲良町大字正楽寺 2 5 8 番地 1。

氏名、若林平男氏。

認定農業者で、再任の方であります。

生年月日、昭和 3 0 年 9 月 2 7 日生まれ。

同意第 1 0 号 同しく農業委員会委員の任命同意をお願いすることによってございます。

住所、甲良町大字池寺 2 8 2 番地。

氏名、谷口栄治氏。

認定農業者で、新任の方でございます。

生年月日、昭和 2 4 年 1 0 月 1 4 日生まれ。

同意第 1 1 号 同しく農業委員会委員の任命について同意をお願いすることによってございます。

住所、甲良町大字長寺70番地4。
氏名、大橋徳文氏。
認定農業者で、再任の方でございます。
生年月日、昭和26年5月13日生まれ。
同意第12号 同しく農業委員会委員の任命同意をお願いすること
でございます。

住所、甲良町大字長寺578番地4。
氏名、山崎佳七氏。
再任の方でございます。
生年月日、昭和25年4月26日生まれであります。
同意第13号 同しく農業委員会委員の任命同意をお願いすること
でございます。

住所、甲良町大字法養寺41番地。
氏名、宮尾綾子氏。
新任の方であります。
生年月日、昭和26年8月9日生まれであります。
同意第14号 同しく、農業委員会委員の任命同意をお願いすること
でございます。

住所、甲良町大字横関345番地。
氏名、奥野浩義氏。
認定農業者で、再任の方でございます。
生年月日、昭和36年3月28日生まれであります。
以上、14議案でございます。どうぞよろしく同意のほどお願い申し上げ
まして、提案説明といたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
日程第15 同意第1号について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、同意第1号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。
起立全員です。

よって、同意第1号は同意されました。

日程第16 同意第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 起立全員であります。

よって、同意第2号は同意されました。

日程第17 同意第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第3号は同意されました。

日程第18 同意第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第4号は同意されました。

日程第19 同意第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 これですべての討論を終わります。

これより、第5号を採決します。

お諮りします。

原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第5号は同意されました。

日程第20 同意第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 これで討論を終わります。

これより、同意第6号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第6号は同意されました。

日程第21 同意7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 これで討論を終わります。

同意7号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第7号は同意されました。

同意第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第8号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第8号は同意されました。

日程第23 同意第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 これで討論を終わります。

同意第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第9号は同意されました。

日程第24 同意第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 これで討論を終わります。

これより、第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第10号は同意されました。

日程第25 同意第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 討論を終わります。

これより、同意第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第11号は同意されました。

日程第26 同意第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第12号は同意されました。

日程第27 同意第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 討論を終わります。

これより、同意第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第13号は同意されました。

日程第28 同意第14号について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 同意第1号から同意14号まで、共通する点で意見を述べます。

農業政策に関わっては、今、大変な厳しい状況だというように私も思っております。農業政策だけではなく、それぞれの事案もございます。そして、農業委員会には、建議という任務がございますし権限がございます。甲良町の現状に即した建議を十分な議論の末、提案をしていただけること、また、いただきたいということを申し上げて、賛成討論といたします。共通になります。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第14号は同意されました。

次に、日程第29 発議第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議第6号。

令和5年6月5日。

甲良町議会議長、建部孝夫様。

提出者、甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者、甲良町議会議員、阪東佐智男。

議会改革調査・検討特別委員会設置目的追加に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○**建部議長** 本案について、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○**西澤議員** それでは、提案させていただきます。

議会改革調査・検討特別委員会設置目的追加に関する決議（案）。

地方自治における議会の役割は、改めて言うまでもなく、大変重要な位置にあります。それは、首長も議会議員も有権者から直接選挙で選ばれたもとのそれぞれの任務に徹し、共に「住民福利の向上」に寄与することが求められています。

この二代表制が正常に機能する上では、それぞれ独立した関係を持ち、「侵さず干渉せず」の鉄則が重要です。

その規律を明確にする上では、地方自治法・令並びに当議会規則の諸規定を基調としながら、議会運営上、また、町長・行政と議会議員との関係上で生じた改善すべき事項等を洗い出し、検証する必要があります。

以上の目的のため、令和2年3月23日に設置された議会改革調査・検討特別委員会に「議員定数に関すること」の目的を追加する。

記。

1、名称、議会改革調査・検討特別委員会。

2、目的、議会活性化改革に関わる事項の調査・検討を協議し、その協議の総意を、「条例化」も含め議会活性化・改革の方向を取りまとめるものとする。

・議員定数に関すること（追加）

3、定数、議長を除く議員全員。

4、設置期間、調査・検討が終了するまで。

令和5年6月5日。

以上、決議する。

定数条例についても、また、定数の増減などについて、審議をじっくりとさせていただくために、この追加をいたすものです。

どうぞご賛同、よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第6号を採決します。

お諮りします。

発議第6号に賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** 着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第6号は可決されました。

次に、日程第30 発議第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議第7号。

令和5年6月5日。

甲良町議会議長、建部孝夫様。

提出者、甲良町議会議員、岡田隆行。

賛成者、甲良町議会議員、丸山恵二、宮寄光一、阪東佐智男、野瀬欣廣、山田裕康、山田充、小森正彦。

甲良町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条2項の規定により提出します。

○**建部議長** 本案については、岡田議員から提案説明を求めます。

岡田議員。

○**岡田議員** それでは、提案理由の方を説明させていただきます。

まず、甲良町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(案)ですが、甲良町議会の議員の定数を定める条例、平成14年条例第2号の一部を次のように改正する。本則中「12人」を「10人」に改める。

附則として、この条例は令和5年7月1日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告知される一般選挙から適用するという事で、簡単な説明で言いますと、ちょうど私が1期目の最後の年に、当時の局長である陌間局長とご相談させていただいて、昨今、住民の減少が非常に大きく、今後考えていかなければいけないというところで、ほかの議員の皆さんとも相談した結果、そのときには、まだちょっと議論が出尽くしてないのではないかとこの指摘も受け、いったんは保留とさせていただきました。

そして、2期目のときに、当時の大町議員の方も議員定数の削減を提出さ

れましたが、それについても、否決になっております。

今回、非常に急ではありますが、この条例案を提案する理由に至った件については、ちょうど3月議会が終わった頃に、町民の方から、「もうすぐ、約1年、あと残り1年で、また議員の選挙が、また改選があるけれども、町民としては、議員定数、今12人でありましてけれども、10人の方に削減したいので、もし、議会の方から出されなければ、私どもの方でも出してもいい」というような厳しいご意見もいただきました。

そこで、私としては、その町民の方に対して、「いやいや、それはやっぱり議会の方で決めさせていただきたいので、一度皆さんの方に必ずお諮りしますので」ということで、今回、提出した経緯になります。

なかなか議論の方についても、この4年間でも、正直出尽くしておりません。しかしながら、やはり直接、住民の方々がそうした願いを持っておられるということで、私としましては、今回、もし提出するならば、次回の選挙から10人にしたいというご希望も聞いておりましたので、急ではありますが、このような形でちょっと提案させていただくことになりました。

また、議員の皆様におかれましては、あしたの委員会の方に付託もされますので、ぜひ活発なご意見、また、討論等、よろしく願いいたします。

以上です。

○**建部議長** 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

木村議員。

○**木村議員** 付託ということで、また委員会の方で聞きたいとは思いますが、今、提出者の方から「町民の意見があつて」というふうに言われまして、全協でも私ちょっと言いましたけど、町民の思いは、12人が10人になるということだと決まったとしたら、多分喜ばれると思うんですけど、それは人数のことだけを言われたのか、僕、全協でも言いましたけど、費用のことを言われたのかということ、ちょっと先にこの場でお聞きしたいなと思ひまして。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** それでは、木村議員のご質問に説明させていただきます。

その方については、まずは議員定数の方を言われました。それで、議員の報酬については特に何もおっしゃっていないですけども、今までもその方とちょっとお話しする機会がありましたので、それまでの経緯を思い返してみると、議員として活動量が正直足りないのではないかなというふうなニュアンスで私は言われたことがあります。

そうしたことによって、今12人で最初は当選したんですけども、ちょっと不祥事等もありまして、今1人減っての11人でやっておりますが、私も

今のところ11人で何ら問題ないかなというのも正直感じておりますので、あと1人の削減という、どっちかと言うと12人で10人という削減よりは、今の私の感覚としては、今の11人の現状を12人でもできないのではないかとこの議論も含めて、あした、皆さんにもいろいろとご意見をいただきながら、最後、委員会付託ということでお願いしたいという所存でございます。

○建部議長 ほかに質疑ありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私は賛成者の1人ですが、あしたの委員会がありますので、岡田議員に、ひとつこれはお願いというか、今のうちに言うときたいんですが、犬上3町でも、既にもう多賀町さんの方が来年度の選挙に向けては10人の定数で可決というか、賛成されております。豊郷議会に関しては、反対が多かったというか、だからもう議題にも上がらなんだというようなことを聞いておりますが、この間も東京、議長とともに全国大会にも行ってきました。そういう中で、議員定数のことや、議員報酬のことを何かいろいろとやって話を聞きましたが、確かに今、人口がこのように減ってきている甲良町としましては、しょうがないかなという感じもあるんですが、定数を減らすにかけて、やっぱりいろんな議論を、あした、とことんやっていくべきではないかなと思うんですが、減らすのは、今、講師の話聞いてても簡単。しかし、今度減らしたら、今度人口が増えてきたとき、増やすのは大変だということも聞いておりますので、報酬のことは、また次の任期で新たに上がってきたときに考えていけばいいかなと思うんですが、たちまち今、議員定数を減らすことに関して、あしたの丁寧な説明をお願いしたいなど。

皆さん納得できるように、近所の方で今言う多賀町なんかの流れのことの、もし情報が入れるのであれば、そういうような話をちょっと、あしたは聞かせていただけないかなという思いではありますが、どうですか。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 丸山議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど大変よいご意見をいただきましたので、あしたの委員会付託にて、その点も含めて、私の方も多賀町の方の議事録等も預かっておりますので、その情報を基に皆様にも情報共有として配らせていただいて、その点については、また慎重なる審議でお願いしたいと思っておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この発議が付託されるであろう委員会の特別委員会の委員長を預かっておりますので、質疑はさせていただく予定ですが、ここで、基本的なところで、提案者に尋ねておきたいというように思います。

削減の根拠、それから、理由ですね。提案者が考えておられる内容を説明いただければいいかなというように思うんです。

提案理由に道理があるのかという点で、私は、2日の全員協議会での内容を大変疑問に思いました。1つは、陌間局長に相談をしたと。これあくまで町の職員です。それで、確かに議員は多過ぎるという声はあります。それはなぜ起こっているのかというように考えているのか。つまり、提案者に言われた方が「議員の活動量が足りない」と言われていましたよね。今回の6月議会についても、5人の一般質問です。

それから、マスコミ関係者に言わせると、甲良町は他の市町と比べると、全協にしろ、それから、議案にしろ、よく議論をしているところだという感想もいただいています。

そういう点では、住民の方は、やはり以前、朝日新聞のアンケートの統計で、多賀町であった議員研修のときに、報告、説明されていましたが、
「議員を信頼するか」という、国会も県会も、それから、地方議会も含めてですけども、20数%の内容なんですね。つまり、元々議員というのは信頼されてないと、こういう前提が非常に多いところですよ。

そういう点でも、議員を削減することによって、多様性の意見を反映することによって障害が出てくるのではないかと。この点、提案者はどう考えているのか、お答え願いたいと。

それから、2日の全協でもう一つ、削減をした後、議員報酬を引き上げる。そうしますと、議員全体の費用は削減されなくなります。その矛盾があることを説明の中でも言われていました。これがどういうことで、議員の定数を減らすのか、はっきりしないというように思います。

もう一つは、提案者が話をされた方が「住民が提案していく」と言われました。確かに住民から直接請求ができます。しかし、署名を50分の1でしたですか、集めて、条例の提案をすることができます。そういうハードルを越えて、町民の皆さんが、やはり議員定数を減らすという議案を議会に提出すると、こういう権限もありますけども、そういうことも説明されたのかどうか。

最後に、議員必携に議員定数の問題が書かれています。議会の議員定数というのは大変重要な構成要素というようになっています。そこで、議員必携を十分、18ページ、19ページでしたか、書かれています。そのことも、町民のいろんな意見、多様な要望ですね。これを引き上げる、酌み取る、こ

ういう役割、大事な役割があるということが書かれていますが、監視機能の低下にならないかという点で、どうお考えなのか、お聞かせください。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 それでは、西澤議員の質問にお答えさせていただきます。

議員定数については、先ほど丸山議員の方からもお話しされましたが、多賀町の方でこのたび可決はもうしております。

本来であるならば、私どもの本町においては、4月に過疎地域に指定されて、人口減少も、多分年間でいくと150から200人近く、一番多分県下でも人口流出が激しい地域だと思っております。

そうした中で、もっと早めに議論等も含めてできなかったのかという思いと、やはり多賀町の人口減少率より甲良町の方が高いわけではあります、その多賀町の方が早くに可決されているというのは、ちょっと私ども議員としてもきちんとした話合い、多賀の方は結構、かなり前からきっちりとおられて、万全を期してお話をされているようではありますけれども、ちょっとその辺の意識に私も欠けていたかなということで、町民の方からの「直接、出してもいいよ」という言葉も受けて、やはりこれはすぐに諮るべき議題かなと思ひまして、今回、それを理由に提出の方をさせていただきました。

それから、陌間局長との相談の件については、私がちょうどまだ1期目で、議員提出をするに当たっての事務的な処理に関するそういったことがあまり詳しくなかったのも、その辺のところでの相談であって、議員削減を訂正することに対しての質問というわけでもないということだけ、ちょっと誤解がないように答弁の方をさせていただきます。

それから、町民の方が減らず、議員定数の削減のことについてですけれども、その辺については、どうでしょう、特定されるとちょっとまずいかなと思うんですけど、ちょっとそのような内容に非常に詳しい方で、そういったことも分かっている、私の方にボールを投げかけたのではないかと、このように推察しております。

それから、最後に議員必携のことが出ましたけれども、多様な意見等ということもありますが、今現状11人で、正直、広報委員会の方でも人数がちょっと足りない状況であります、皆さんそれぞれ、お互いに助け合いながら何とか活発な意見もできているとは思いますが、その点についても、12人を10人に減らす現状においても、そんなに何か制限を受けることではないかなと、私個人的にはそう思っております。

以上です。

何かあと質問等、抜けていることがあれば。大丈夫ですか。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布している議案付託表のとおり、議会改革調査・検討特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第31 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間につきましては、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は、時間が来れば簡潔に質問してください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、8番 丸山議員の一般質問を許します。

8番 丸山議員。

○**丸山議員** それでは、一般質問に入りたいと思います。

まず、これは私の思いというか、また別なんですけど、3月議会のときだったと思いますが、企業誘致の、いわゆる今、皆さん呼んでおられる産業集積地というかな、3月議会、6月議会頃には、何とか何らかの結果というか、答えを出せるだろうという話だったと思うんですが、ちょっとそれは私のあれなんですけど、何べんも言いますが、やるのか、やらんのかと。これに関して今ちょっと答えていただきたいなど。前向きに、6月にそこそこ何らかの結果が出るというのを聞いておりましたので、工業団地としてやっていけるのかどうか。やる気があるのかないのか。それをそのままずっとほってこんな、私、この質問するのは初めてなんですけど、まず、その今、工業団地の3月議会から6月議会に何らかの結果が出せる意味のところで、ちょっと何か進捗状況あればお願いしたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** さきの全員協議会の中で説明させていただきましたとおり、現状では、地籍調査において、国道307号からの進入路の一部で町有地でない箇所と面積が確定した状況でございます。

6月議会頃にはというふうなご説明をさせていただいておったのは、募集に向けた条件であるとか、時期であるとかといったものを、6月議会では一定ご説明させていただけるのかなといったような思いを当時は持っておりました。

しかしながら、今ご説明させていただいたとおり、町有地でない部分が確定しましたので、それにあたりましては、企業誘致にあたって、まず、町有地として買収する必要があるだろうというふうに考えております。

また、買収にあたりましては、地元の池寺区の関係者の皆様とお話をさせていただき、了解を得る必要がありますほか、地籍調査に基づく法務局における登記手続が完了する必要があるがございます。そうしましたことから、募集開始するにあたりましては、なお一定の期間が必要になってくるのかなというふうに考えておるところです。

○**建部議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 課長、今の説明を聞いておると、今まで私ら見ている中で、ため池とため池の間の通路ですよね。あれが、言うたら大林さんの、今、元ね、大林さんから甲良町はもらったんですが、あっこが元々池寺の土地だったということが今分かったというのは、今分かったというか、最近分かったと思うんですが、これ、私思うけど、これ今までに何人もの議員さんがこの質問をしておられると思うんですけど、今まで分からなかったのはなぜかというのはちょっと1つ問題があるのと、もし、そこを池寺区さんは、ため池がある中で、あっこは、もし、最悪、同じ分けてもらうんやったら、前も言ったように、今の状態やったら大型トラックが出入りできるような幅ではありませんよね、前から言うておりますけどね。

だから、同じ買収ができるんだったら、もちろんもっと広く買収したらどうかなと私は思うんですけど、たちまち企業誘致の募集要項とか今までずっとやってましたやんか。そういった中で地籍調査とかそういう結果で分かってきたのは今分かったんですが、ここが通れない限り、企業誘致としての通り道、前も言ったように、いろんな手前にも道はあるんですが、最終的にはやっぱり国道から出入りできるというメリットがないと、やっぱりそういう、やっぱり企業ですので大きいトラックとかが出入りすると思うんですよ。そういった中でそこが買収できなんだら、言うたら、この事業、今後やっていけないですよ。ちょっとその辺はもう進んでおられる、大分池寺区との話がそこそこ、いいよ、甲良町に買ってもらうよという話がそこそこできているのか。そこをちょっと。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** まず、この事実について、私自身が課長として就任させていただいて、令和3年、4年と2年余りあったんですが、認識しておりませんでした。

今回、この話をするに当たって、相手方の業者とともに公図を確認していたところ、この事実を私が知ったところですが、その企業さんも。当時の関

係の職員等に聞いておると、「いや、昔からその話があったんだよ」というようなことでしたので、もう恥ずかしながら、私が過去の経過の話をちょっと理解できていなかったと言ったようなことがございます。

また、議員おっしゃっていただいた、どうせ拡張するのなら道を広げる云々といったような話も含めて、当時地元にも入られて、一定その面積を確保すべく、土地の分筆作業であるとか、あと、境界の確認作業であるとかといったようなことを町の役場職員と、それから、池寺区の区長さんをはじめ、関係者の方と現場立会をされているやに聞いておりますので。

ただ、そこからまた数年、今、期間もたっていますので、もう一度、池寺区の関係者の方とともにお話を確認させていただきながら、その場所であることとか、あと金銭面の話であるとかいったことも含めて、仕切り直す必要があるんだろうなというふうに考えております。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 課長、ということは、今のところは、池寺区との話はまだまとまっていないという理解でよろしいですよ、その件に関してはね。

となると、やっぱりあの池と池の間が通れなんたら、もう全く工業用地としての事業はできませんよねと私は思うんですよ。

そういうようなこともあり、確かに前から言われている西明寺さんの方から307号線の出入りが、やっぱり渋滞なんかの関係で反対とかいう看板も上げられている状態でありますし、私が思うのは、皆さんの思いとはまた違うところが、工業用地ありきの話で今まで質問を、私も、ほかの議員さんがしているのを聞いておりましたが、私としましては、もう企業誘致としても活用できそうにもないというのやったら、ほかの事業に土地を何とか生かしていくとか、そういう思いが町としてはあるのか、ないのかというのを、私は聞かせていただきたいんですよ。

というのは、今、道の駅防災センターか、何かそういうような感じの話も出ておりますやんか。だから、ああいうような県や国の事業を生かして、ああいうところに、何かそういう、国の何かそういう事業が、逆に、私は国の負担で、町に負担がかからないように、そういうような国からの、言うたら施設の方にでも、最悪、方向を変えていくべきではないかなと、これは私の思いなんですよ。

皆さんは企業誘致の方でどうなっているかという話を何べんもしておられると思うんですが、私としましては、もうそろそろ、もう5年も6年もたって結果が出ない。そこはやっぱりもう国にちょっと力を借り、声をかけて、何らかのいい案をいただき、何とかそういう防災に関わる、この間から大雨で、滋賀県、この辺は地盤もいいところで、災害もこの間の大雨でもなかつ

たところはいいところだと思うんですが、そういう地盤のいいところから災害地にすぐ荷物を運べる拠点地というか、そういうような場所やったら、この間も言ったみたいに、ヘリコプターが降りるにしても、山の中やし、何の迷惑もかからないので、私はそういう思いで、もう工業用地を断念せなしようがない時期に来ているのではないかなと、私は思うんですよ。国やそこらの考えとして、何らかの思いは、町としては、もう切り替えようかなという気持ちはありますか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 冒頭の質問も含めて、少し整理をさせていただいて、答弁をさせていただきたいと思います。

企業誘致に対する、いわゆる産業集積地という言い方をしておりますが、町のやる気はということと今の質問でございます。

何度も説明しておりますように、この計画については、第4次の総合計画、それから、昨年12月に議決をいただきました甲良町の持続発展可能な地域計画、いわゆる過疎を前提とした計画についても、産業集積地、いわゆる企業誘致を進めると。そして、町としては、大きなテーマでありますので、プロジェクトという形で今後も引き続いて進めていきたいなというふうに思っています。

前提の説明は企画監理課長が申し上げました。今、用地問題で新たな問題が表面に出ましたので、早急に池寺の地元区長さんをお願いをして、用地は買収させていただきたいという、区長さんへ申出をしていますので、区長さんとして、早速に役員会を開いて協議をするという前向きな取組をしてもらっています。

企画監理課長と私とで主には協議をしてきましたが、そういう前提課題の洗い出しも含めて、今回の事例を教訓として、関係課、いわゆる産業課、建設水道課を交えて、主管課の企画監理課と、3課と私で、今後は入念に点検をしながら進めていくということも確認をしておりますので、今までどおりの、企業誘致については重点として進めていきたいと思っております。

それから、防災関連のお話が出ましたが、これは、広域防災拠点、道の駅せせらぎの里こうらを拠点とした広域防災拠点で県と協議を進めていますので、そのことについては、道の駅周辺で今後とも県と詰めていきたいと思えます。

また、企業誘致については、商工労働観光部の中に企業誘致推進室があります。県も今後、企業誘致を重点的に進めるという方針も見直しをされておりまして、甲良町にも積極的な支援をお願いしておりますので、滋賀県の中で企業誘致の候補地が少なくなった、そして、まとまった用地というのは甲

良しくないという状況でありますので、このことを前提として、今まで取り組んできたことを、もう一度、点検、見直しをしながら、しっかり企業誘致施策については進めていきたいと思っております。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 今の町長の答弁を聞いておりますと、とにかく、いまだに企業誘致の一点、一点、そっちを進めていくという思いでいいと、よろしいですね。

○野瀬町長 はい。

○丸山議員 私が思うのは、もう何人か、もう何年も皆さん、この質問をされておると思う中、ちょっとやっぱり前へ進んでいるような様子がないから、私はここで国やらそういうところに力を借り、やっぱりそういうな、今言う道の駅は、道の駅防災センター道の駅の横に建てなあかんという、建てなあかんって、そこが指定されているのは今分かりました。

しかしながら、やっぱりそういう備蓄の倉庫なんか、今の道の駅のスペースで、もし土地をこれから買収していくんだらうと思うんですが、非常にやっぱり、もう一つやっぱり狭いんじゃないかなという私の思いなんですよ。だからそういうこともあるの、そういう今最近に、ため池とため池の間の道路が池寺の所有地のものであったとか、いろんな問題が出てきている中、私としては、そういうようなことで、国とかにちょっと相談して、何かいい案をいただき、自然公園なり、そういう、やっぱり防災に今は関わることの施設を何とか、力を借り、もちろん補助金を頂きながらやっていけたらどうかなというのが私の思いなんですよ。

しかし、今、町長の答弁を聞いておりますと、企業誘致でずっといく考えだというのは分かりました。

そういった中で、やっぱり企業誘致でいくとなったら、まず、そういう最近では、池のところが違うな、土地がね。持分が違ったということが分かりました。

そういった、これから、そういうまず道路が、国道から今のところ入るのが反対されているとか、そういった中で、企業誘致を開いていくのに、やっぱり町としても、何らかやっぱり条件つけんと、企業さんの方も、今のそんな状態で募集をかけても、多分話にも乗ってくれないんじゃないかなと私は思うんですよ。

そういった意味で、まずやっぱり買収するにつけて、今後、募集をかけました、来てくれる業者が何人か手を挙げてくれました。前から言うてるように、町が造成をして、土地の面積をこんだけ、何平米とか言うて出して、売り払うのか。もう手を挙げた業者さんに造成してもらうのか、前もそんな話

がずっと止まっておりますよね。どっちに負担を、負担というか、かかるのかという話。

そういった意味で、やっぱりそういうところも募集要件にはいっておるのか、話ができているのかということですよ。町が造成をして企業誘致を呼び込むのか。企業さんが手を挙げて来てくれる、そこにもう任せて造成をしていただくのか。費用なんかいろいろかさんできますよね。そっちはもうそろそろ、どっちの方でいく話で進んでおりますか、町としては。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 甲良町は、整理しましたように、防災拠点は道の駅を中心に。そして、西ヶ丘山林については企業誘致開発ということでございます。

ただ、甲良が難航しておりますのは、北落工業団地のように、町が事業主体で起債を張って団地を造成して企業を誘致するという、今回の方法ではありませんので、甲良町行政の財政状況を勘案して、企業開発をできる企業を募集するという方式でありますので、進入路を含め、上下水道を含め、貫通道路を含め、お金のかかる造成工事になりますので、しっかり今の前提、道路の買収を含めて、募集要項についても、もう一度、この間に同時進行で点検をして、3課連携、町長と協議の中で、しっかりとした企業誘致施策を進めていきたいと思っています。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 この話、今ここでもう少しさせていただきたいんですが、今言うてる、私前から言っていますけど、近くの307号線、斧磨のところの工業団地は、前も言ったように不動産屋さんが進入道路も皆買収して、道路をつけました、山を切り開きました。造成地も工場が建つようなところまで設定して売り払う、そういうような、それは不動産屋個人ですので、そういうようなあれで話ができただと思いたいんですが、今、甲良町としまして、進入道路が今いうそんな感じで話がまだ決定していない。そこへもって、造成は企業に、できる業者を呼ぶというか、そんな思いですよ。決まった業者さんが造成をすると。

しかし、それでどんだけの金額がかかるかどうかというのは分からんのに、なかなか来てもらえるかなという私の思いなんですよ。

例えば、そういった感じで決まったとしました。町としては、もう一切、お金を道路の買収とかには関わるかどうか知りませんが、町としましては、企業が来てくれました。ここを1,000坪、10,000坪、うちが分けてくださいと言ったら、もうそれでもう渡して、あとは任せきりという感じで、町としての負担金とかそういうのは一切なしでいく方向ですか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 今ほど町長の方から答弁がありましたように、町が先行投資をして、道路整備であるとか、上下水道整備、それから、実際の整地なりを行うといったような予定は今のところ持っておりません。

ですので、基本的には現況引渡しの上で、引渡した業者の方で、造成なり、そういった工事を全て行っていただくといったような思いで、今のところ進めておるところです。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 課長、今の話を聞いていると、今の大林さんから頂いたあの山は、企業が来てくれるとなったら、企業がもう全部道路、やっぱり今言っているように、道路の水道、造成地の負担は企業に持ってもらう、そういう思いでいいんですよね。

そうなった場合、最終出来上がりしました。後はもう町としては税込だけ入れればいいという考え、雇用の問題ももちろん企業によってはいろいろあると思うんですが、言うたら、企業が来たときに、その企業さんが道路をつけて造成しました。あとはもう土地は無償でいただいてもらうという方向ですか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 無償か有償かという意味でいえば、公有地の規程もございいますので、有償でと。金額はちょっと今即答できませんけれども、基本的には、その規程に基づいて有償でというふうに考えております。

内容について、どういったことをやられるか云々かというのは、それは企業さんと、もし、お手挙げをされて募集をする際には、その事業計画をこちらが判断した上で、そのマル・バツ、よしあしを判断した上での基本協定であるとか、土地の売買契約であるとか、そういった手順で進んでいくんだらうなというふうに思います。

その手順を踏んだ上で、その計画どおりやっていただくといったようなことを見定めていくのかなというふうに考えております。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 そのような話を聞いていると、課長、非常に難しいですよ。

企業さんの方が造成から、道路から、水道から皆引っ張ってもらって、言い換えたら相当なお金がかかると思うんですよ。そこへもって、また、できたらその土地は有償。無償じゃない。坪単価にして幾らになるか分かりませんが、購入せなあかんということになりますよね。

そこまで行って、場所的にあんな感じで便利がいいかと言われれば、なかなかいいところでもないですよ。

今、正直、前の近泉の跡地、307号線の、あんな立地条件のいいところ、今やっと、やっと何とか企業さんが決まったみたいで聞いておりますが、あ

の場所のいいところでも今やっつですよ。これからはやっぱりそういうような感じで、企業さんが来ていただくのには、ちょっと条件が悪過ぎるのではないかなという思いなんですよ。

しかしながら、工業用地、産業集積地、工業用地向けに行くということを町長が強く今言われるもので、今後は、池寺区とのスムーズな話ができ、買収ができるということはいいと思うんですが、それも企業誘致が決まらないけど、先にやっぱそれは道路として購入していかなあかんとこではないかなと思うんですよ。

しかしながら、これがもう何も来なんたら、買うたのはええわ、また大変なことになると思うので、そこはちょっとよく考えて、もちろん話を進めていただきたいなと思いますが、最後にこれだけちょっと答えてください。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 町長からも答弁ありましたように、池寺区の区長さんとお話をされている中では、一定の好感触であったというふうにお聞きしております。今後、関係者、地域の方、皆さんの了解が得られるように、町長はじめ、関係職員と一緒に話し合いをするような場も持っていきたいと思えますし、議員ご指摘の点をふまえながら進めていきたいなというふうに考えております。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 最後にこれだけ聞きたい、ちょっとすいません、聞くのを忘れていました。

3月から今6月になりましたけど、募集要項を出して、何社か手を挙げられて、そういう、前よりは、何か募集要項で企業の手を挙げておられるところはおられるんですか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 今、正式に募集を開始している状態ではないです。

○丸山議員 まだ。

○熊谷企画監理課長 はい。ただ、二、三、企業さん、実際お越しいただいて、現地見せてくれというようなことで、現地にも行ったことが二、三社ありますので、一定引き合いはあるのかなというふうには考えております。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 分かりました。そういう企業さんが何件か来ていただけるのはありがたい話ですが、実際見ていただいて、どういような感じで話を進めていくのか分かりませんが、やるならやるで、やっぱり何らかの結果をこの6月議会には出るのかなという思いを、皆さん思っていたと思うんですが、まだ今のところやったらもう白紙状態でしょう、何もないという、もうずーっ

と流れがそのままであったということが分かりました。

それと、課長が2年、3年目になるかなと思いますが、来ていただいて、前からそこは池寺区の土地であったよということが、前課長かな、引継ぎもできてなかったというのは事実ですよ、やっぱり。それを今まで課長が調べた結果、こうやって分かったと思うんですが、やっぱりそういう引継ぎができてないというのは大変、前進で向かなんだというのは、これからあれに関しては大変だと思うんですが、今後、企業誘致をどうしてもやるというのであれば、何とかいい話ができるようお願いして、この質問を終わりたいと思います。

次に、2番の問題に入りたいと思います。

これ、私、何年か前から言っておられると思うんですが、長いこと通行止めのバリケードが置いてあって、竹が倒れたまま。福寿橋の上の堤防というのか、土手というか、あれはもうずっとあのままになっているのかな、ちょっとそのへん、県に要望しているがなかなかしていただけないのか、ちょっとそのところを聞かせていただきたい。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** すみません、長期にわたりご迷惑をおかけいたしております。

令和3年の大雪で犬上川の土手の竹等が倒れまして、通行止めをさせていただきました。県の方の要望につきましては、令和4年度当初からしておりますけれども、口頭で、ほかのところもありますので、順次やっていくというお話でございました。

順次やっていくということですが、令和4年度が終わってもまだできていないということで、2回、町の方でも伐採作業の方を入ったんですけども、奥の方からどうしても倒れてきて、また後から押すというような形で竹が倒れてくるということで、そういったことで、厳密に県の土木部の方にも厳格に入ってくださいということ、去る5月の26日、土木の次長を交えまして、直接河川砂防課の方に、「もう現実、何日に入るというご回答ください」ということでお願いをしたところでございます。

今年度、簡単な伐採はさせていただいて、昨日、一応通れるのは確認はしておりますので、通れる状態にはさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○**建部議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 課長、私も知ってのとおり、前から言っているように、あの大雪で倒れたままでずっと長いこと放置。これね、私ももう前から言うてるで、個人的に建設課へ行って言おうかなと思ったけど、やっぱり地元で、この時

期、農業なんかされている方は、あそこを通れないと便利が悪いということ
を、「いつまでほっとくんや」ということをちょっと言われたもんで、この
質問させていただいているのでありますので、やっぱり県の要望が弱いのか
なと、県に要望している町が弱いのかなと思うんですよ。

というのは、右岸側、多賀町側ね。もうずっとキリンビールの下までずっ
ともう伐採されてきれいになって、今もうJRの下で、今度、高宮側も伐採
をはっているような感じになっておる中で、言うたら、車通りはほら少ない
かもしれませんが、あんな状態でずっと通行止めというのは、やっぱり具合
悪いんじゃないのかなという思いもありますので、もっと町として、前から言
っているように、順番に来ると、今の福寿橋の上から下へ下がってくると、
オリエンタルを越えて高光龍神のところの竹。

それと、それをまたずっとJRへ向いて下ってくると、市街地へ向いて下
ってくると、小川原神社の竹ね。やっぱり通勤とかでやっぱり町、仕事で朝、
物すごい車が通る道路でありまして、やっぱり、今はまだもちろん夏であれ
なんやけど、また雪なんか降って倒れると、もうおそらく同じような感じで
倒れてくると思うんですよ。

だから、そういった意味で、新幹線側の下の方の小川原の神社なんかだっ
たら、小川原区の持ち物であったら小川原区にお願いせないかんのかなと思
うんですが、やっぱりあれも早急に、やっぱり土手から最低でも2メートル
ぐらひはカットしていただくようお願いしたいなど。これはやっぱり町の
要望として、企業に通ってくれている通り道というか、そういう道でありま
すので、やっぱり雪が降って竹が倒れで通れないというのは、今年も1回だ
けでありましたけど、確かに通れなかったそうです。もう竹自体が長過ぎて
弱っているのかな。もうちょっとした雪でもすぐ倒れてもう塞いでしまうよ
うな感じになって、もうふだん昼間天気の日に通ってもトンネルみたいにこ
うなっているような感じで、結構覆いかぶさっているような状態であります。

だから、そういうところ、やっぱり通り道でありますので、やっぱり県に
もっと強く要望していただきたい。

課長が言われるように、もういつ何日までに切っていただけるのかとか、
そういうことを、もし、県の方でそういう流れが出すんやったら、町として
町の業者さんにでも委託するから、その分あと予算を見てくれるのかとか、
そのぐらいの気持ちでやっぱりちょっと突っ込んでいただきたいなという思
いなんですけど、もう一ぺん、再度お願いします。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** おっしゃっているとおり、ご迷惑をおかけしているのは
事実でございますので、この間の回答では、次長の方は、現実、町に迷惑を

かけているんだから、早急に対応するようにと言うて、担当課の方に指示をしていただきましたので、今後、強く要望の方をさせていただきたいと思っております。

また、小川原地先の方につきましては、個人さんのやぶもございまして、県道でございますので、そういったものが倒れてこないような、県道としての対応につきましても県の方をお願いをしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 今、たちまちは福寿橋の上のことを言いましたけども、それプラス、今言うてる高光龍神のところ、川側のやぶは個人の持ち物って今ちょっと。

○村岸建設水道課長 個人のところもあります。

○丸山議員 個人のところもあるの。難しい。そういうところもあるかと思いますが、今分かっておられるのであれば、個人のところもお願いをしに行く。それと、下へ下ってきて、小川原神社のところ、やっぱりお願いをして、何とかやっぱりスムーズに通れるようお願いをしておきたいなと思っておりますので、これは要望というか、一日も早く、やっぱりこの夏場に、冬になってからでは遅いので、何とかお願いして、この質問を終わりたいと思います。

議長、以上で質問終わります。ありがとうございました。

○建部議長 丸山議員の一般質問が終わりました。

ここでお昼の休憩に入ります。午後は1時15分から開会いたします。

(午前 11時40分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

○建部議長 それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、9番 木村議員の一般質問を許します。

9番 木村議員。

○木村議員 そしたら、議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。通告書に従って、進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

まず、交通税、あるいは、負担金・補助金というような言葉がありますので、ちょっとそれについてお尋ねしたいと思います。

滋賀県知事の、いわゆる交通税というふうに言われておるんですけど、それはどういうものなのか。あるいは、町長はその交通に対して、どうっておられるのかをちょっと聞いてみたいと思います。よろしく。

○建部議長 税務課長。

○望月税務課長 県の税制課に確認したところ、交通税とは、地方の地域公共

交通機関、バスや鉄道などの維持・存続を目的とした税のことでした。あと、導入時期及び税額については、検討中とのことでした。

以上です。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 そういう答弁だと思うんですけど、ただ、それに対して言われておられるのが、今、課長が言われましたように、いわゆる近江鉄道関係、あるいは、バス関係で、全然関係のない人までというような話があるんですが、その点に関しては、課長は何か聞いてはりますか。あるいは、自分の思いでも構いませんけど。

○建部議長 税務課長。

○望月税務課長 県の方から通知等もございませんので全く分かりません。

○木村議員 そしたら、町長、思いがありますか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 まず、知事が前提となる交通税って発想は、いわゆる木村議員おっしゃいました近江鉄道の上下分離、公設民営ということで、県と沿線の10市町が負担割合を出して、近江鉄道線を走らせていこうということが決まりました。

そして、私たちの町も、公共交通、バスを走らせてるんですが、赤字なので、公的機関で赤字分について補填をするという、そういう行政負担と利用者だけで、そういう、今後、公共交通を賄っていけるのかという発想で、広く利用者以外、あるいは、公共負担以外の方にも税の検討をというのが交通税の背景であります。

したがって、まだ我々、県から地方に対してどうするという投げかけもありませんが、県で検討されていると。したがって、税制審議会に諮問をされて、1回目の答申が出ています。

そして、それは今の超過課税方式というのが答申で出ました。というのは、今の税目に上乘せをするという方式が超過課税というらしいんですけど、個人住民税、法人住民税、固定資産税、自動車税等々の税目から検討されてはいかがでしょうという、そういう段階でございます。

したがって、県は第一次答申を受けて、今後、今年度中、秋以降に、県の交通ビジョンを策定するということが県の方針で掲げられておりました、その交通ビジョンと、今、知事が言っておられる交通税をどうミックスさせていくかというのが次の段階に移りますので、またそこで、知事は税制審議会にもう一度諮問をするみたいな段階ですので、いわゆる、我々、地方の公共交通で一部負担を担っている公共団体に対していかなものかという問いかけはなくて、一応県としてどうするかという、そういう検討をされていると

いう状況でございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。ありがとうございました。

そうしましたら、次、2番に。負担金という表現と補助金という表現が当初予算の方でももちろんあったんですけど、ちょっとこれについて違いがあるかと思うんですけど、説明願えますか。

○建部議長 総務課参事。

○村田総務課参事 負担金と補助金の違いはということですが、国の方の示している基準に基づいて財政の予算の方を組ませていただいているんですけども、考え方としましては、負担金というのは町が法令とか契約とか、そういったものを根拠に、国や他の地方公共団体から一定の利益を受けることに対して払うお金、あるいは、町が入っている各種の協議会であったり、団体であったり、その会費的な意味合いで支出するもの、こういったものを負担金というふうに言わせていただいております。

また、補助金といいますのは、相手方の実施する事業や事務に対して、または、一定の条件を満たす場合に、奨励的な、それを援助するという意味合いで支出するもの、これを補助金というふうに区分させていただいているところです。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございました。それを思っ、その後のずっと質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、3番目、公共交通ということになるんですが、愛のりタクシーという部分で、愛のりタクシーという言葉はもちろん数年前から知っているわけですが、申し訳ないことに、当初予算にも、この愛のりタクシーに関して、負担金は出されているということ、ちょっと申し訳なく、聞き漏らしたというのが早い話だと思うんですけど、聞き漏らしたということで、ちょっとお答え願いたいということを思います。

それでは、愛のりタクシーに関して質問させていただきます。

まず1番、過去3年間、愛のりタクシーへの負担金、イコール予算ということなんですけど、それに対する決算を過去3年間、教え願えますか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 まず、令和元年度は、当初予算額834万円に対しまして、決算が1,000飛び21万5,000円。令和2年度は、当初予算額1,000飛び48万4,000円に対しまして、決算が1,000飛び45万3,000円。令和3年度は、当初予算額1,000飛び28万2,000円に対しまして、決算が1,000飛び25万3,000円となっております。

ります。

ただ、こちらの負担金につきましては、負担金をいったんお支払いした後に、国庫補助金がバックで返ってくることになっています。ですので、この国庫負担金を除いた実質負担を申し上げますと、令和元年度では、国庫補助が435万3,000円ございましたので、実質負担としましては、586万2,000円。令和2年度の国庫補助は534万7,000円でしたので、実質負担が510万飛び5,000円。令和3年度では、国庫補助が480万飛び2,000円でしたので、実質負担は、545万1,000円となっております。

いずれの3か年、大体平均を取りますと、1,000万円をいったん負担した後に、大体半分の500万ぐらいが国庫補助金でバックして、半分実質負担と、500万ぐらいが実質負担になっておるといったようなここ3か年ほどの経過になっております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 詳しく、ありがとうございます。勉強させていただきました。

それに伴う、愛のりタクシーというのは僕はもちろん利用したことはないんですけど、愛のりタクシーを利用するに当たって、利用した方は幾ばくかの費用をお払いになっておると思うんですけど、過去の3年間、また、3年間で聞きますけど、料金の収入及び取扱いはどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 まず、料金なんですが、甲良町から乗って、甲良町内、それから甲良町外に行った場合、いずれも基本的には料金400円となっております。

料金収入なんですけれども、この甲良線に限って申し上げますと、甲良町内を走る甲良線だけに限って言いますと、令和元年度は236万6,000円。令和2年度は186万9,000円。令和3年度は192万3,000円と、大体200万前後の収入となっております。

料金の取扱いなんですが、実際のタクシーの利用と同じようにお考えいただいたらすけど、タクシーに乗っておられる際に、現金でお支払いいただくか、チケットも販売していますので、回数券のようなチケットをお支払いいただくと。それを近江タクシーの運転手さんにお渡しする。近江タクシーがその料金を精算して収入する。差引き欠損額となったものを市町村に請求するといったような流れになります。

以上です。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。また細かく説明いただきまして、ありがとうございます。

そうすると、近江タクシーのいわゆる金庫に入って、それで、精算というか、精算をして、町に何らかの話があるんだというふうに受け取りました。

そうしましたら、その続きに3番目ですね。町内の利用者というのは、ちょっと調べてみますと、片道だけでいい方、もちろん往復頼まれている方というふうに考えられるんですけど、往復で同じだったらそれでいいんですけど、片道の方もおられるかと思うんですけど、ちょっとその点分かりますか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 大変申し訳ありません。利用者が片道なのか、往復なのかという判定のしようがないので、データの取りようがないんです。

ただ、一般に、自身の交通手段をお持ちじゃない方が使われるので、おそらく目的地に行って、また戻られるといったようなケースがほとんどかと思われるので、往復の利用がほとんどなんだろうというふうに考えます。

また、甲良町民か否かと、彦根市の方なのかというその判定も乗車の際に判定ができませんので、今おっしゃっていただいたことは、ちょっと厳密にはお答えする材料がないといったところです。

ちなみに、利用者数につきましては、令和元年度が8,375人、令和2年度が7,000飛び69人、令和3年度が7,000飛び32人。こちら先ほど申し上げた甲良線でのご利用の状態で、約7,000から8,000人の年間利用があったところです。

以上です。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。片道とか往復とか、実際ちょっと分からないということなんですけど、この前の話を聞いていると、次に、湖国バスの方に質問を移らせていただきたいんですけど、湖国バスの利用者で、行きは利用しているのに帰りが無いというような人数の幅が出ましたので、往復利用している人と片道の人があるんやなというふうな思いの上で、今の質問をさせていただいた次第でございます。

今の課長の答弁で、実際分からないというのは、そうなんだろうなというふうに思いましたので、ありがとうございます。

それと、次、4番に行きたいんですけど、町内13カ字、甲良町はあるんですけど、利用率の上位5地区はどこの地区か。あるいは、何%ぐらいの利用度があるのかということをお尋ねしたいと思いますが。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 上位5つの停留所を申し上げますと、最も利用の多いと

ころが、長寺の長憲寺前。3カ年の利用者の平均を取りまして、長憲寺の場合ですと、697人の利用があったところです。2番目が、北落草の根ハウス前。こちらが同じく平均513人の利用があったところです。3番目が長寺緑ヶ丘団地。こちらが利用者443名。4番目が働き教育センター甲良前。こちらが431人の利用がありました。5番目が下郷ふれあい公民館前。こちらが385人の利用の平均があったところです。

以上です。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。いわゆる上位5地区の人数をお尋ねして、答弁いただいたんですが、これ、要は1年間ということだと思んですけど、これも往復といえは往復なのかちょっと分かりませんが、ちょっと確認しておきたいと思いますが、今の課長の答弁でいきますと、その人数を言ってくださったんですが、それは、先ほどの質問と同じく片道か往復か分からないということになるかと思うんですが、課長の判断でどう思われますか、この人数は。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** こちら今申しあげました数は、乗降者なので、乗る数と降りる数のトータルなので、長憲寺前で年間697と申しあげたのが、乗った人とおりた人の延べ数なので、おそらく行った人が帰ってきて、同じ人が乗って降りるとというのが1日のスパンなのかなと。なので、申しあげますと、697というのを割る2というのが、実質乗られた方の数なのかなと。ですので、大体351日、お一人乗られているといったような感覚なのかなというふうに思います。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。

そうすると、1年間という考え方でいいかと思うんですが、逆に言うと、割る2でいくと、1日1人当たり頭、一番多いところで、1日1人なんかいなというような数字を思い浮かべるんですが、それに対して、先ほど聞きました毎年毎年500万ぐらいの、いわゆる単費が要るんだというようなことになると、ちょっとお高いなというふうに思いましたので、それは単なる思っただけでございます。

そうしますと、次の5番ですね。この愛のりタクシーに対して、券種と書いてあったと思うんですが、200円、400円、800円というコースの定期券を発行されておられるように書いておりました。その定期券に対して、先ほど課長もおっしゃいましたが、町内から町内、あるいは、町内から町外へ行かれるというようなパターンで、確か800円コースもあったよ

うに思うんですけど、これは決まったところへ行く方が、それなりの定期券を買うならば分かるんですけど、決まってないところに行く場合はどうされるのかなという疑問に思いましたので、利用方法ということで、私、今申しました例によると、距離。距離が変わる場合などはその定期券はどうなるんかいなというふうに思いましたので、答えてもらえますか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 まず、愛のりタクシーの定期券の利用形態ですけれども、期間が3種類ございまして、1カ月、3カ月、6カ月がございます。それと、券種は、200円と400円と800円の3種類がありまして、同一路線同一券種で利用できます。

ただ、先ほども申し上げましたように、甲良町から乗って、甲良町内もしくは甲良町外に行った場合、いずれも400円区間が基本ですので、400円の定期券を買っていただければ、甲良町を出発地とすれば、どこでも行ってもらえるというふうにお考えいただければと思います。

また、料金につきましては、1カ月当たり額面の40回分。40回分ですので、400円であれば1万6,000円分というふうになりますので、月に20往復されるようなご利用をされる方の場合は、通常料金よりもお得になるといったような計算になります。

利用実績ですけれども、彦根市や多賀町では定期券の販売の実績があるやに聞いていますけれども、甲良線での定期券の利用実績というのはないというふうに聞いております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。ありがとうございます。

そうですか。甲良町内では、そんなにまとまってどこどこへ行くというパターンが少ないのかな。そういうような判断をしておきます。

そうしましたら、今後の愛のりタクシーは、先ほども聞きましたけど、上位、多分数は分かりませんが、停留所数は沢山あるかと思うんですが、その上位5地区のことを聞きましたけど、今後、どのように考えておられるのか。

例えば、今答弁いただきました500万円ずつぐらいの、いわゆる単費が出ているように理解はしたんですけど、池寺という地区は、池寺の公民館前というのが一応あるんですけど、あまり利用されておられる人がいないように思うんです。

だから、そういう意味で、5地区はかなり活発に利用されているというふうに受け取りましたけど、そんなに沢山利用されていないような停留所があると沢山あるかと思うんですが、今後、愛のりタクシーの考え方はどうかとい

うふうに聞きたいんですが。

逆に言うと、私、まだ免許証を持って、ほんまにいつ返納するんかいなという立場におるんですけど、万が一返納したときには、この愛のりタクシー、あるいは、湖国バスを利用していかなきゃならないというふうには思うんですが、今後の愛のりタクシーの事業への考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 先ほど利用実績申し上げましたとおり、愛のりタクシー、町内でもかなりの利用があるというふうに、この1市4町、周り見渡しても、甲良町での利用は比較的多い方だというふうな状況でございます。

なお、コロナ禍での利用控えが一定あったものの、ここ数年は堅調に利用者数も伸びておりますので、引き続き、この事業につきましては継続すべきものと考えております。

ただ、議員ご指摘のとおり、全ての地域で沢山の方にご利用いただいているといったような状況ではなく、一定多いところと少ないところといったようなところもございます。

他市町でも、停留所の場所の見直しとか路線の見直しといったようなものもありますので、利用しやすいような停留所の位置とか行き先とかいったようなことは、ご要望等もお聞きしながら、この路線の在り方といったものも引き続き考えていきたいなというふうに考えております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 その答弁、よく分かるんですが、例えば、このいわゆる愛のりタクシーというぐらいなので、いわゆる1回に乗れるだけのお客さんが乗る場合と、およそそっちの方が多いいんかいなと思いつながらの質問ですけど、1人で行き来されるような場合があるかと思うんですが、それによって収入が変わってき、甲良町の単費も変わってくるようなことになるんですが、今課長が申されたように、今後の在り方ということで、多分、利用者は増えていくと思います、利用者は。

ただ、利用者が増えていく方々の利用の便利さを考えていってほしいと。これは甲良町だけの話じゃないんですけど、また、そういうような愛のりタクシーの関係の会議がありましたときには、皆さんでいろいろとお話合いの上、もっと今後増えるであろう利用者のことを考えての議論をやっていたらありがたいと思います。

そうしましたら、次、2番、湖国バスの方に移らせていただきたいと思いますが、湖国バスも今の愛のりタクシーと同じように、過去3年の、これは補助金という表現になっておりますので、補助金、予算及び決算はどうなった

かということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 補助金の当初予算と決算額を申し上げます。令和2年度は、当初予算額が981万2,000円。

○木村議員 課長、2年度から始まりますか。

○熊谷企画監理課長 すいません。申し上げますと、利用が4月、3月ではなく、10月1日から9月30日までの期間をもってやっていますので、ちょっと1年ずれるというふうにお考えいただければと思います。

○木村議員 分かりました。

○熊谷企画監理課長 ですので、令和2年と申し上げましたけども、令和元年10月1日からの1か年ということになりますので、そのずれをちょっとご了解いただければと思います。すいません。

もう一度申し上げますと、令和2年度が、当初予算額981万2,000円に対しまして、決算が1,000飛び62万4,000円。令和3年度が、当初予算が1,235万5,000円に対しまして、決算が978万7,000円。令和4年度が、当初予算額960万飛び6,000円に対しまして、決算額が958万6,000円となっております。大体1,000万円前後といったような補助額になっております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 これに関しては、先ほど愛のりの方は国からの補助があるということを知ったんですけど、この湖国バスの関係では補助は全然ないんですか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 先ほどの愛のりタクシーの場合は、払った先からそのまま補助金が戻ってくるんですけど、こちらの湖国バスの支払いに対しては、別途、県から補助金が出ます。これは全然別事業になっておるんですけども、大体例年100万円前後の補助金を県から受け入れているところですので、そういう意味でいきますと、事業は別なんですけども、実質的には100万円ぐらいを県にも負担してもらっているんで、900万円前後ぐらいの負担になっておるといふふうにご理解いただければと思います。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうですか、分かりました。県からですね。ありがとうございます。

そうすると、先ほどの愛のりと同じなんですけど、バスに乗った場合に、バスの場合は、私も乗った経験はあるので、微々たるものなんですけど、料金を支払って乗っているということなんですけど、その料金は、先ほどの愛のりと同じなんですけど、料金収入がどれくらいあったか。あるいは、どうい

取扱いになっておるかをお尋ねしたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** まず、過去3か年の料金を申し上げます。令和2年度が379万2,000円、令和3年度が367万4,000円、令和4年度が413万6,000となっております。

料金の取扱いにつきましては、ご存じかと思いますが、利用者がバスを降りられる際に、運転手さんの隣の料金箱に現金を入れられると。そちらを湖国バスが収入し、その差引きした欠損額を町に請求されるといったような流れになります。

以上です。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。

そうしましたら、3番目ですか、先ほどの愛のりと同じですけど、湖国バスの補助金事業の今後の考え方はどうかということをお尋ねしておきたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** 利用者数が低迷し、運賃収入も伸び悩んでいる状況でございます。さらに、今ほど申し上げましたように、年間約1,000万円近くの湖国バスの赤字を補填して、辛うじて運行しているといったような状況でございます。

モータリゼーションの進展に伴います自家用車の急速な普及といったような状況でありますとか、そういったことをふまえて、民間路線バスの在り方自体がどんどん変わっていく中、問い直すべき時期にも来ておるのかと思います。

行政として公共交通を維持させるといったような責任もあり、また、一部の利用者のために、今ほど申し上げたような金額を公費として投入し続けるのかといったようなことも同時に考えねばならないところです。

近隣市町を見ますと、利用低迷の著しい路線バスは廃止して、代替措置として愛のりタクシーのような乗合タクシーを実施しているようなケースも見受けられます。

こうした事例も参考にしながら、引き続き、町民の目線に立った移動手段の確保といったようなことを引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** 今、課長の答弁でちょっとありましたけど、僕、その次に、通告書には載ってないんですけど、多賀が、例えば、甲良の場合は、いわゆる路

線が1本しかないわけですけど、多賀の場合はあちこちの路線があったかとは思っています。全部は知りませんが、それがほとんど多賀の施策でやめられたということになるんですが、そのところは、課長、何か聞いておられますか。やっぱり利用度が減ったからということになるのかと思うんですが。

そのついでに、甲良だったら、いわゆる金屋橋が終点だと思うんですが、今現在、富之尾までずっと行っておられる。この富之尾、金屋橋というのが多賀の分だったと思うんですけど、多賀のほとんどのところがやめられたのと、今、富之尾と金屋橋とが残っておるのが、何か理由をご存じでしたら、答弁をお願いします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** 正確な事実かどうか、私はちょっと聞き及んだ部分で申し上げさせていただきますと、多賀はバス路線が昔幾つもあったんですけど、廃止したものをかなり愛のりタクシーの路線に乗せかえたといったようなことで、どんどん見直しが、各市町以上に路線バスを廃止して愛のりにしたというようなケースが多いやに聞いております。

ただ、その中でも一部地域の方から、ここだけはどうしても残してくれといったような声の強いところとそうでないところがあって、今おっしゃっていただいた地域は、かなり地元要望も多く、路線廃止には至らなかったというようなことを聞いております。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。そういうことだったんですね。ありがとうございます。

そうしましたら、次に、ちょっと系列で近江鉄道の公有民営というような表現がされておったので、そのまま書かせていただきましたけど、近江鉄道公有民営方式でお尋ねしたいと思います。

2024年、来年になるんですけど、近江鉄道の上下分離方式ということを知っておるんですが、これはどういうことや、どういうことだというふうに、説明をお願いしたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** まず、一般的な鉄道事業は、鉄道事業者が列車の運行と施設の保有、この2つをともに行いますが、上下分離方式では、上となる列車の運行、それと、下となる施設の保有。この上と下を別々の事業者が行うといったようなものが、いわゆる上下分離方式と呼ばれるものです。

また、鉄道事業法という法律で位置づけられておりますこの上となる列車の運行。こちらを行う事業者のことを第2種鉄道事業者と呼びます。下とな

る施設の保有を行う事業者のことを第3種鉄道事業者と呼びます。

今回、近江鉄道線の場合で申し上げますと、第2種鉄道事業、いわゆる運行を行うのが近江鉄道株式会社となります。また、施設の保有、下を担う部分の第3種鉄道事業者。こちらは、5市5町で新しくつくりました一般社団法人近江鉄道線管理機構、この一般社団法人が担うこととなります。

以上です。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。分かりました。ありがとうございます。

そうすると、今年の当初予算に数字が載っておるんですが、上下分離方式に対する補助金が、今年はまだないのか、あったのかを、もしあれば、どれくらいだったのか、お聞きしたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 こちらの上下分離方式に伴います補助金、予算につきましては、大きく3種類ございます。

まず、1つ目が、近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金、近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金。こちらは、いわゆる近江鉄道の施設を管理する施設の維持修繕に係る補助金で、こちらが944万5,000円。約1,000万円の負担をすることになっております。

2つ目が、近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会等負担金。再生協議会、いわゆる法定協議会と呼ばれる県と5市5町で組織する協議会で、こちらの運営費、会議等の運営費の負担が7万9,000円となっております。

それと、3つ目が、一般社団法人近江鉄道線管理機構負担金。こちらは先ほど申し上げた第三種の鉄道事業者となる施設を管理する団体の一般社団法人です。こちらの運営に関わる人件費等々で、負担金が195万3,000円、約200万円を甲良町として負担すると。この3つの補助金なり、予算化して執行するようなこととなっております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。今申された、多分トータルでいきますと、1,100万ちょいだと思うんですけど、それはどのように、5市5町でしたっけ、で考えていかなあかんのやろけど、補助金の計算方式というのはあるんでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 上下分離方式に伴います国の法律に基づき設置されました先ほどの再生協議会。県と5市5町でつくられた再生協議会におきまして、各市町の駅の数、それと、営業距離、それと、住民定期利用者数。駅の数と距離と定期利用者数のこの3つの指標に基づいて、各市町村の負担割合を求

めることとなっております、指標に基づく甲良町の負担割合は、全体の1.47%を負担するといったような取決めになっております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうか、1.47ぐらいなわけですね。

そうすると、今ちょっと言われるであろうというふうに思ったところが答弁の中に入ってなかったんですけど、均等割という部分はないということですか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 均等割はないかと、そういうものじゃなくて、いわゆる結論言いますと、均等割りはないです。今ほど申し上げた3つの指標に基づく負担分が1.47ということになっています。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。分かりました。よく分かりました。

要は、先ほどから言いました愛のりなり、湖国バスなり、近江鉄道なりが、本当に利用者がどんどんどんどん減っていているというようなことで、新たな問題点が浮かび上がってきている今日この頃でございます。

何とかうまく行ってもらいたいというのと、難しい話ですけど、なんて言うのかな、簡単に言うたら、湖国バスなり、近江鉄道の通称ガチャコンなりが、便数を減らしてでも、集中的にその時間帯に利用が、多分朝が一番多いかと思うんです。その次に多いのが帰りの時間帯だと思うんですけど、そういうところに集中して、そのことは考えていかないといけないと。あと、間間に入っていく便数を減らせないもんかというふうな単純なことっておるわけですけど、何とかうまくいくことを望んでおりますので、また、おのこの会議が多々あろうかと思うんです。そこはいわゆる、甲良町は町民のことを考えて、いわゆる議論を白熱させていただきたいというふうに要望をしておきます。

そうしましたら、その次に、DMVということがちょっとテレビで、私、聞いて、えっと思って、頭から終わりまでちょっと聞けなかったんですけど、DMVというのは、何のことでしょう。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 私も不勉強でして、今回ご質問いただいて勉強させていただきました。このDMV。こちら、デュアル・モード・ビークルと呼ぶそうです。直訳しますと、デュアルというのは2つという意味だそうです。モードというのは方式、ビークルというのは乗り物。ですので、2つの方式の乗り物という、これの頭文字を取ったのがDMVだそうです。

列車が走る線路と自動車が走る道路、いわゆる線路と道路の両方を走れる

ように改造されたバス車両というふうなもので、道路用のゴムタイヤ、それから線路を走るための鉄の車輪の両方があるバスというふうに考えていただくとお分かりいただけるかなと思います。

導入の目的は、線路と道路の両方を走れるといったようなメリットがあり、道路が渋滞している場所では鉄道を走り、鉄道がない場所は道を走るといったようなことがメリットとして挙げられ、さらに、車両を2つ別々に持つ必要がありませんので、修理費用や燃料費なり、維持費用を抑えられるといったようなことで、小回りが利くこういった公共交通に向いているというようなことだそうです。

普及状況をみますと、日本では、四国の徳島県と高知県の境に阿佐海岸鉄道というのがあるそうです。こちらで、令和3年の12月から運行開始されていると。日本ではどうやらここだけのようです。

ただ、定員がやっぱりあまり乗れないと。バスですので限られているといったようなことや、この特殊な車両を運転する運転手さんがなかなか数が足りないといったようなことで、まだまだ課題も多く、全国的に普及するにはなかなか難しい状況なのかなといったような状況を、私なりにちょっと調べさせていただいたような結果としてご報告させていただきます。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。私もさっき言いましたけど、テレビでちらっと見ただけで、こんなのがあるんやというふうに思ったときに、それは、今、課長が申された高知県のことを挙げておられました。

最後に言われたのが、経済効果が2億出たんだというようなことをちょっとしゃべっておられましたので、今の方式で、この滋賀県の近江鉄道も、そういう方式もどうやということを何年か前に言っておられたようには思うんですけど、今、課長が申されたようなメリットがごつつあるのならば、近江鉄道さんも利用する価値があるかとは思いますが、今言いましたように、高知県の太平洋側で今利用されているということで、経済効果があるというようなことを。だから、もちろん場所によるかもしれませんが、この5市5町の中の近江鉄道の部分でも、今後、そういうような話が出るかと思うんです。ぜひとも、いい方向に考えてもらえるように、ひとつ要望をしておきたいと思います。

そうしましたら、次に、この前、摂南大学さんというのが来られまして、摂南大学さんがどういうことを甲良町内でされておられるのかというのはもう一つ分からなくて、同じ時期に摂南大学の学生さんが甲良町に来られて、いろんな地区へ行っていろんな話を聞いておられたというのと、東京農工大の学生さんが来られて、あっちこっち回られて、いわゆる質問をされている

という時期がちょっと重なってしまいましたんですが、それに関して、摂南大学さんは報告会という形で甲良町に来られたので、そのときに、私も参加させていただいて、こういう活動をしてくれはったんやということにおいて、先ほどからの質問で、甲良町の公共交通の云々というふうな部分をいろいろ調べててくれはりましたので、そこのとこの報告を受けた上での疑問分の質問になったわけです。

この摂南大学との関係及び予算があるかどうかと思うんですけど、それと、また、この前の報告書というのを出していただいたと思うんですけど、その活用方はどうされるんでしょうか、お尋ねします。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 摂南大学は、教育研究成果を社会に広く還元し、学内の様々な人的知的資源を活用した地域連携貢献活動を積極的に推進されておられる大学でございます。近畿の甲良町以外の数々の自治体と連携協定を結ばれて、地域の活性化等の取組を展開されていたところでございます。

ご縁がありまして、令和3年の11月に、甲良町も摂南大学との間で連携協定を締結させていただいたところです。

令和4年度につきましては、国の交付金を活用しまして、甲良町の公共交通の在り方検討支援業務委託といったような研究委託を約200万円をお願いしたところで、高齢化の進展や人口減少など、社会経済情勢が縮退局面を迎える中で、この甲良町のバス路線をどう考えていくのかといったようなところの研究をしていただいたところです。

議員おっしゃっていただいたとおり、3月の27日に公民館2階で報告会をさせていただいたところで、その報告書に基づきまして、今後、本町の公共交通の在り方を考えていきたいと考えておりまして、関係1市4町の各市町や、また、バス会社さん、それから地域の方の声も聞きながら、この報告書をふまえて、甲良町内の公共交通を今後どうしていくのかといったことを引き続き考えていきたいというふうに考えております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 今200万という数字が上がったんですが、これは国の方からと言われたように思ったんですけど、結局、単費は要らなかったということなんですか、4年は。それと、今年はどうなったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 国の交付金10分の10で実施しましたので、単費は入っていません。今年度については、予算化しておりません。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 予算化してないという、イコール摂南さんとは終わってしまったということですか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 今年度当初予算では計上しておりませんが、引き続きやり取りはしております、会議とか、これに基づくお話しは引き続きさせてもらっています。ですので、また、さらにお願ひするような経費が必要になるようなことであるとか、お願ひするような研究部門ができましたら、また補正予算等でお願ひするような場面が出るやもしれませんが、そのときにはまたご報告させていただく中で、ご協議いただきたいなと思います。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

そうしましたら、次3番に移りたいと思います。教育行政についてということで、お聞きしたいと思います。

以前に、働き方改革ということで、役場のいわゆる職員さん向けの質問をやらせてもらった覚えがあるんですが、今回は、教員に関して、ちょっと集中的に聞きたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

まず、1番、教科担任制が着々と進んでいるように思うんですが、専門教員の拡充など、いわゆるないんだというようなことが新聞紙上に載っておったかと思うんですが、甲良の実情はどんなものでしょうか。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 令和5年度ですが、甲良東小学校、甲良西小学校、それぞれに、2名の専科教員を配置してもらっています。

1名は英語、外国語について、もう1名は算数科を中心に、主に高学年の指導改善をしていただいております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 今、課長、英語と数学と言われたように思うんですが、新聞紙上によりますと、その他、理科とか、たしか体育だったと思うんですが、そんなような教科も専門の教員がどうのこうのというような、新聞上に載っておったんですが、甲良は2教科だけで、今はまだないということなんですか。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 今、木村議員が言われたように、算数科、体育科等も指導の対象となっておりますが、各学校の実情に合わせているという点と、この専科教員は、よそからもらうというよりも、その勤務校におられる方を専科教員に置いておりますので、その先生の特異性もふまえて、学校事情に合わせて行っております。

- 建部議長 木村議員。
- 木村議員 ごめんなさい。今、課長言われたのが、何教員というふうに言われたのか、「センザイ」と言われましたか。ごめんなさい。
- 建部議長 学校教育課長。
- 橋本学校教育課長 専科指導教員。
- 木村議員 専科ですか。
- 橋本学校教育課長 はい、専科です。
- 木村議員 専科指導。そういうことですか。
- 建部議長 木村議員。
- 木村議員 ありがとうございます。
- そうしましたら、2番目ですけど、国の全体の問題になっているように思いますが、いわゆる残業問題のことを聞きたいと思います。
- ちょっと残業の関係が二、三続いてあると思うんですけど、残業は甲良の実態はどうでしょう。小学校2つと中学校があると思うんですが。
- 建部議長 学校教育課長。
- 橋本学校教育課長 令和4年度の町内の各小中学校の教員の1カ月の平均超過勤務時間を報告させていただきます。
- まずは甲良東小学校ですが、月平均でいきますと、約43時間の超過勤務がございます。
- 続いて、甲良西小学校ですが、月当たり平均68時間の超過勤務時間があります。
- 最後に、甲良中学校ですが、月当たり49時間の平均的な超過勤務の時間があるという実態でございます。
- 以上です。
- 建部議長 木村議員。
- 木村議員 分かりました。西小がちょっと飛び抜けて多いように思うんですが、何か理由があるんでしょうか。
- 建部議長 学校教育課長。
- 橋本学校教育課長 これもう校内事情等もございます。例えば、生徒指導上の問題等もあるんですが、大きくは、校内組織体制を年度当初、変わっていきます。例えば、一番激務と言われている教頭が新任教頭の場合、全ての仕事が初めての体験となりますので、どうしても時間が多くなるということの傾向がありまして、昨年度は、この甲良西小学校は新任教頭が着任してまいりましたので、そういった点も大きいかと思っております。
- 建部議長 木村議員。
- 木村議員 ありがとうございます。

そうしましたら、3番目。45時間という表現、月45時間という表現と月80時間という表現があるんです。80時間というのは、以前、役場職員のことをお尋ねしたときに、マックス月80時間、年間にたしか480時間だったと思うんですが、それを超過するとあまりよろしくないというようなことが言われておったんですが、学校に関して、先生に関して、45時間／月、80時間／月というのがあるんですが、これはどういうことか、お教え願えますか。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 公立学校の教員の勤務時間の上限に関するガイドラインというのが設けられていまして、こちらで言いますと、月45時間というのは、1カ月の超過勤務時間が45時間以内という上限の目安時間となっております。

あと、月80時間というのですが、児童・生徒等に係る臨時的な特別な事情により超過勤務をせざるを得ない場合等もありますので、1カ月の超過勤務100時間未満、あるいは、1年間の超過勤務720時間以内としておりまして、そういった場合については、月当たり80時間の目安で、上限の時間が設けられているということです。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ごめんなさい、45時間の方がもう一つ理解ができなかったんですけど、もう一度お願いできますか。45時間／月。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 通常でありましたら、45時間以内で何とか超過勤務を抑えていくようにという目安の時間となっておりますが、教員の場合は、いろんな様々な問題等が起こった場合は、超過勤務時間を超える場合もありますので、そういった場合については、100時間未満に抑えて、連続する場合は、月当たり80時間以内で抑えるようにというふうに言われております。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** 先ほど言いましたけど、以前に役場職員さんの方の話をしたときに、月40時間だったと思うんですけど、それを超えてやれる場合は、月に何とか80時間以内に収めよと。ただし、年間で480時間だったと思うんですけど、年間で延べにしたら480時間を超えないようにというようなことだと思うんですが、学校の場合は、先生の場合は、くどくなるんですけど、45時間と80時間があるんですが、先生の場合は、どういうかな、学校の休みというのがあるので、その先生、先生で変化があらうかと思うんですが、1年間12カ月と違って、9カ月なのか10カ月なのかという換算を勝手にするわけなんですけど、先生の場合は、1年間、あるいは、10カ月でも構

わないんですけど、そういうような規程か何かあるんでしょうか。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** すいません、ちょっとそこまで、今詳しい情報というか、資料が今ございませんので、ちょっと詳しくは分かっておりませんが、後ほど、質問事項にもある教員の調整額等ともちょっと絡んでくるかとは思いますが、教員の特異性もありますので、超過勤務のそのときの時間外手当が出ませんので、そういったところも加味してつくられているということは聞いております。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** 分かりました。

そしたら、次に、4番目ですけど、これは簡単に、把握されているかどうかだけでいいので、小学校、中学校各々の全校平均の残業の実態が新聞に載っていました。それは、ほとんどの学校が、7割ぐらいかな、7割ぐらいの学校が、ほとんどがいわゆる残業が多いと、オーバーしているというようなことが載っておったんですけど、その点を把握されているかどうかだけお尋ねしたいと思います。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** もちろん把握しております。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。

そうしますと、次、5番目なんですけど、教員不足が全国的に、もう2割ほどの教員がないということをおっしゃられます。それに不足があるし、管理職の担任の兼務、特に教頭先生が一番忙しいんだらうなというふうに思うんですけど、管理職の担任兼務が一般的にされているようなのですが、甲良においては、どんな状況ですか。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 本町ですけども、4月当初は、県費負担教職員が全て配置されている状況で、フルのメンバーでスタートしております。

ただ、先ほどから危惧されているように、長期的な休み等が先生方に出てきた場合については、免許をお持ちの先生を探してきて補充しなければなりません。その補充がどうしてもいないという場合については、それぞれ各校にいる教員数の中でもう1名、どなたかがお休みされた分の仕事をしなければならないというのが実情です。

その方が担任されている場合については、基本的には、教諭身分の先生方が担任をされます。ただ、どうしても諸事情により担任が教諭ができないという場合については、管理職という選択項もございますが、一応、本町にお

いては、管理職が担任代行を第一で行うということは考えておりません。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

全国でいうと、何かちょっと恐ろしい数字が上がってるなというふうに思ったもので、甲良のことが一番心配になりましたので、質問させていただきました。

そうすると、今、課長、答弁の中にあつたんですが、いわゆる教員免許の取得者で、現在は教員にはなっていないという方々を探し出して、新聞では、潜在教員というような言葉を使っておられます。そういった方もおられるかもしれませんので、全国の話で、管理職が担任を兼務するというようなことは、なるだけ避けていただきたいなというふうに要望しておきます。

どっちにしろ、ずっと一般質問、もう昔からやらせてもらっているのに、結局は、考えてみたら、お金があつたらなというふうに思うわけですが、今回の部分もそういうことだと思います。そうしましたら、管理職の兼務が、甲良町ではまだやってないということでお聞きしました。

それでは、次、6番目なんですけど、とにかくこれも全国の話なので、先生の増員を訴えているというようなことが叫ばれております。それと、もう一つは、本当に、先生も、昔我々の頃だったら、先生とか、お坊さんとか、いわゆる、ちょっと何とかな、いい人とか、すごいなという目で見えてたんですけど、今日この頃はちょっとなくて、先生も昔の先生と違って、いろんな制約があるかと思えます。本当に気の毒だなというのが一番の思いなんですけど、21年度の統計が載っておりました。病気、鬱病と書いてあるんですが、1カ月以上休んだことがあるという教員が、全国で1万1,000人というようなことが書かれておりましたけど、町はどうでしょう、甲良町は。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 木村議員が心配されているように、教員が心身の病気を発症するケースというのは少なくございません。本町においても過去はそういった例等が起こっておりました。

今、そのような事態が起こらないようにということで、本町では、勤務されている教職員の心身ともに健康でいられるようにということ、学校長のリーダーシップの下に、様々な働き方改革を進めていってもらっている状況でございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

続いての似たような質問なんですけど、この、やっぱりこの頃の先生という

のはほんまに激務だと思います。そのために、もう1年にもなっていないのに、先生になりたいという思いを掲げて、やっとこ先生になれたのに、1年以内で退職されるというようなことが、全国では沢山あるように聞いております。甲良はどうでしょう。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 本町におきまして、1年たたずに、あるいは、1年で退職というケースについてはございません。

ただ、本町も長期勤務時間というのが長いところも課題ではありますので、働く環境というのを改善していきたいというのを教育委員会等でも考えているところですので、管理職中心にそういったことができるようにということを進めているところです。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

要は学校においては、管理職といったら、どこからどこまでか、校長以下、どっからどこまでか分からないんですけど、校長、教頭、それから、学年主任云々のような組織があるかと思うんですが、やっぱり各先生に、特に担任をされている先生には、目配りして、ちゃんと、ほったらかしにするんじゃないくて、目配りしてやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

8番目に、部活動の問題がこの頃よく新聞に載っておるんですけど、いわゆる残業とも関わるんですけど、先生が授業をして、先生の仕事、いろんなその報告書なり何やかやした上で、部活動というのがついて回っております。もちろん部活動に燃えて、やっていてくださる先生ももちろんあるんですけど、仕方ないから誰々さんは何々部の顧問をしてくれ、監督してくれというようなことになろうかと思うんですが、それイコール残業につながって行って、働き方改革から考えると、ちょっとデメリットなんじゃないかとは思いますが。

そこで、地域のスポーツクラブというのが、ここから言うとあまりないかもしれないかもしれません。一番近くは彦根市が沢山の生徒がおられるので、そこら辺にはありそうかなというふうには思うんですけど、地域のスポーツクラブに移行するというようなことが載っておりましたが、甲良はどうでしょう。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 県の方でも部活動の指導についての見直しということで、通知の方が教育委員会の方にも届いております。

ただ、県としても、地域クラブへの移行については慎重な姿勢でありますし、地域の実態に応じて進めてくださいということとなっております。

本町におきましては、地域のスポーツクラブというのは少のうございますので、その辺のことをすぐには進めていくということは大変難しい状況だと思っております。

また、中学校の教員の中には、部活を教えることを生きがいに教員をされている方も中にはおりますので、そういったところも鑑みながら、本町としては、既存の部活動を指導できる部活動指導員の人材発掘を今後も進めていき、あと、可能な限りで、地域クラブへの移行ということを進めていきたいと考えております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

それでは、その次、9番目。この言葉だけかいなと思うんですけど、ちょっと聞いてみたいと思います。スクールサポートスタッフという言葉と部活動指導員というような表現がなされておるんですけど、これは違いがあるのでしょうか。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 違いがありまして、どちらも、学校の先生方をサポートするスタッフには変わりはありません。

ただ、スクールサポートスタッフというのは、学校業務支援員と呼ばれるもので、例えば、本町では、町の会計年度任用職員ということで、特別教育支援員、あるいは、児童指導相談員として採用をいたしております。

仕事の中身的には、教員免許等がなくても、先生方の学級事務の手伝いとか、児童・生徒の支援等を行っていただいておりますので、主に学習時間内、あるいは、休み時間等も含めたサポートという点が主なところとなっております。

一方、部活動指導員というのは、放課後行われます部活動の指導員ということですので、主に放課後、来ていただく方かということになっております。

以上です。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

それでは、次の10番ですね。先ほど課長が言ってくださったけど、教職調整額という言葉があって、現実利用されているように思うんですが、調整額とは何かということを知りたいと思います。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 教職調整額というのは、教員の働き方的には、時間外勤務手当というのはなかなか支給する形がふさわしくないということで、給料の月額4%を一律に支給しております。ですので、これが時間外勤務手当

の代わりと、実情なっておるところであります。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** この先生の説明はそのとおりだと思うんですが、昨今の新聞によりますと、この調整額が本当に微々たるもので、いわゆる残業代と比較すれば、全然比較にならない。残業という時間数に置き換えると、月8時間ぐらいのことだというふうに書かれておりますので、この4%と今言われましたけど、4%を8%、10%にしようかというような動きがあるようにも聞いておりますが、ここのところ、どう思われますか。4%で、どう言ったらいいのかな、また国の方から話があるかと思うんですが、現実はまだないかと思うんですが、先生、何か考えるところありますか。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 木村議員がおっしゃるように、この月額4%というのは、昭和41年当初のデータをもとに算出されたものと聞いております。ですので、先ほど言われた、月、本当に8時間程度の残業時間がその当時の実態だったということで、それを元での4%ということで、本当に、先ほどから質問の中にもありましたが、時間外勤務、ほとんどの先生方が2桁以上という実態を考えますと、全く合っていないというのが実情ですので、国としても早急に何とかしたいということで、今議論をされているところなので、何とかこの辺のことを改革していただければありがたいと思っております。

以上です。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。

そうしましたら、最後になります。いじめ、不登校のことを以前から聞いておったわけですけど、前回の一般質問でも聞いたことなんですが、町内の各学校のいじめや不登校の直近の状況はどうでしょう。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 今年度、特に4月の報告が上がってきた1カ月のものについて、まずは述べさせてもらおうと思っております。

いじめの認知件数につきまして、小学校からは4件の報告が上がってきています。中学校は1件。いずれも、冷やかしや軽くたたかれる程度の小さなトラブルだということで報告が上がっております。

特にいじめ関係の取組といたしましては、ここ近年は、何かが起こってからの対応というよりも、未然防止というところについて重点的に取り組みというふうに、県・国からも言われておりますし、まさにそうだなと思っておりますので、子どもたちの表面上の姿だけではなく、内面あるいは背景に迫って、子どもの対応に当たるようにということで、今進めているところです。

続いて、不登校については、小学校から4件、報告が上がっています。中学校については報告はありません。

不登校児童については、国の方も喫緊の課題だということで、今進めていただいています。本町としても、これについては早急に取り組んでいかなければならない点だと思っておりますし、ただ、一人一人の子どもたちの実情に合わせて取り組んでいかなければならない内容だということです。子育て支援センターとか、様々な関係機関と連携を取りながら、場合によっては、長期的な視野も入れながら、その子の不登校対応に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

そうしましたら、質問は以上ですが、最近、この間、5月の末だったと思うんですけど、新聞を見ていましたら、いわゆる一般の会社の就職のスタートが6月たしか1日だったと思うんです。6月1日になったら、各学生が、要はいろんな会社に訪問なり何なりして、自分の進路を決めていくというようなことが6月1日だったと思うんですが、学校の先生の場合には、もうちょっと遅れとると。7月ぐらいからというようなことをちょっと聞きましたので、それを一般の企業と同じように、6月中には採用試験の方を何とかしたいというような動きがあるようなことを書かれておりましたので、私もそっちの方は賛成だなというふうに思いますので、そうなることを祈りながら、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○建部議長 木村議員の一般質問が終わりました。

1時間15分経過いたしましたので、15分間休憩いたします。

(午後 2時32分 休憩)

(午後 2時47分 再開)

○建部議長 それでは、再開します。

次に、2番 岡田議員の一般質問を許します。

2番 岡田議員。

○岡田議員 2番 岡田隆行です。議長のお許しが出たので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

本町の基幹産業である農業の活性化と深刻な過疎化による人口減少の問題は同時に考えていかななくてはならないテーマだと感じている。特に人口減少や高齢化の進行が著しい本町において、農業が抱える課題として、減り続ける農業の担い手が挙げられます。全国の統計で見ても、基幹的農業従事者の数は、20年ほどで100万人近く減少している。農水省の調べでは、19

95年には256万人で、2016年には159万人となり、高齢化の進展や耕作放棄地の増加など、農業の後継者が育たず、1年以上農作物が作られていない農地が増加しているのが現状である。

そこで、先ほど話したテーマを題材に、1番目の質問に移りたいと思います。

まず初めに、本町における農業従事者の人口に対する割合と男女の構成人数についてお答えください。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 農林業センサスによりますと、農業従事者数は203人、うち男性が152人、女性が51人になります。令和5年5月1日現在での甲良町の人口は6,568人。うち男性が3,190人、女性が3,398人ですので、人口に対する農業従事者の割合は約3%。うち男性が約4.7%、女性が約1.5%となっております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、本町における農業に従事している法人格を持った団体数と名称、協同組合があれば、団体数と名称をお答えください。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 法人格を持った農業に従事している町内の団体数は、在士ワーク21をはじめ、13団体あります。内訳は、集落営農組織が法人化した農業組合法人が12団体、株式会社が1団体となっております。

また、令和5年3月末現在で、集落営農法人である5団体の農事組合法人で組織される甲良集落営農連合協同組合があります。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 回答を聞いている限り、本町内の各集落におけるほとんどの農業従事者が集落営農されていて、法人化ができていくことにびっくりしました。

また、個人の農業者も多くおられるので、これらの農業従事者の方々の後継者問題と若者の担い手育成にも、今後、力を入れていかなければいけないと感じました。

次に、本町における農業経営者の主な課題や問題点をお答えください。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 近年の社会情勢の変化により、肥料や資材高騰による生産コストの増大が大きな問題となっております。加えて米価下落による収入の減少や担い手の高齢化による後継者問題が、農業経営を安定的に継続していく上での課題となっております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 冒頭でも話をした内容と課長が先ほどお答えされた主な課題や問

題とは、本町においても、基幹産業である農業の活性化に向けて解決しなくてはならない課題や問題点である。

そこで、次の質問に入りますが、その中でも、本町における人口減少や農業担い手の高齢化による後継者問題において、どのような支援と施策があるか、お答えください。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 甲良町では、農事組合法人といった法人化された集落営農や意欲ある個人といった農業者を認定農業者に位置づけております。その経営所得安定対策をはじめとした支援を、重点的にそのような方に受けられるようにして、農業者の安定的な農業経営を支えている現状です。

農業関連施策として、移住定住まではなかなか難しいところですが、国の補助制度を活用して、集落営農法人で研修として受入れをさせ、担い手につながる動きをされている事例もあり、今後、そういった取組が模範的な取組として、町内でも広げていけるといいと考えております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 衰退する農山村の再生に向け、若者の力をいかに活用していくかを議論するシンポジウム、主催がNPO法人中山間地域フォーラムで、共催が日本農業新聞なんですけれども、平成29年の7月8日に、東京で開催された記事が目にとまったので紹介したいと思います。

「地域に強く根づく存在に」ということで、生業として農業位置づけということで、農山村再生へやっぱり若者の力を活用しないといけないということなんですけれども、「農山村再生と“若者力”－農業の新たな位置づけ－」と題したシンポジウムで、法政大学の関司教授は農山村出身の若者の実像について言及。進学・就職に伴い地域を離れるケースが増えてきていることから、農山村の中で農業に携わる若い世代が少なくなっていると指摘しています。結果として農山村にある水田や畑など、地域資源の価値に気づかず、ひいては地域に愛着や誇りを持ちにくくなってしまおうと述べ、その地域に住み続ける意義を見いだせなくなる誇りの空洞化の現象の進行を危惧したそうです。

一方で、関司教授は、総務省の事業として、都市部の若者が過疎地に一定期間移住し、様々な地域活動を行う、本町でも取り入れたことがあります。地域おこし協力隊などの取組により、若者と農山村の住民の交流が広がっていることを紹介されたそうです。入ってきた若者の目を通じて、住民が地域資源の価値を再認識することで、失われつつあった誇りや自信の取戻しにつながってきたと効果を語ったそうです。

こうした取組でやはり大切なのは、成功の秘訣はやっぱり仲間づくりとい

うことで、特に若い農業者や新規就農者は多様性に富み、就農の仕方や経営の中身など、10年前に比べ非常に多様になってきていると。その上で、やはり地域や自治体が、こうした若者たちの受入れ体制をいかに整備していくのかが大きなテーマであるとの認識を示したそうです。

また、実践報告した3市の話に共通して出てくるポイントが、先ほど言いました仲間づくりであると指摘して、これを受け、この和泉さんという方も成功の秘訣というくらい重要な話と強調しております。

やはり、新規就農者が孤立しないよう、ネットワークをつくり、しっかりとつながることで、地元全体として、将来的に若い世代が伸びていくと主張しているそうです。

本町においても、若手の農業従事者として、2人の、たしか地域おこし協力隊に来てもらいましたが、やはり先ほども言ったように、やっぱり地域や自治体が受入れ体制をいかに整備していくのかが大切だと、私がこの1期目の任期中に地域おこし協力隊についての質問でも取り上げましたが、もう一度、この地域おこし協力隊については、今後やっぱり様々な課題や今までの経験とかで問題点を整備しながら、もう一度やっぱり受入れ体制を整えてみてはどうかと思います。

先日、ある地域の農業法人のところでお話を聞いたところ、この地域おこし協力隊にすごく興味を持っておられていて、企画監理課長の方にも相談は少しされているようでしたので、またもう一度、うちは確かに最終、5人来ていただいて5人いなくなったんですけれども、そういった経験もふまえて、失敗をまた成功につなげられるよう、また、甲良町では、実際、在住というのがずっとなかったんですけれども、今、他の市町でも、東近江市でもたしかこの間7人ぐらい、長浜市に至ってはかなりの人数の方が地域協力隊という制度を取り入れて、どんどんどんどん若者を呼んで、多分失敗もあるとは思いますが、それ以上に経験につなげて、成功に持っていかれていると思うので、またそういったことをしていただけたらと思います。

もう一つ、私の方での提案なんですけれども、全国の中でユニークな事業を行っている自治体があったので、ご紹介をさせていただきます。

それは、1年間村人になってみようというインターンシッププログラム、「にいがたイナカレッジ」という施策です。中山間地域を中心に、甚大な被害を出した新潟中越地震から12年、被災した地域の担い手を確保する取組の1つ、「にいがたイナカレッジ」が着実に成果を上げているそうです。若者らが1年間、農村で暮らしながら、地域づくりなどを学ぶインターンシップ、いわゆる体験就農ですね、これのプログラムです。

これを読んでみますと、先ほどの中山間地域のところに、イナカレッジと

というのは1年間にわたって、農村の民間団体などの下で地域づくりを学んで、農業主体のなりわいの現場を体験する研修のプログラムだそうです。

例えば、地域行事の参加や近隣との付き合いを含め、住民の1人として実際に生活してもらおうそうです。地域の人や暮らしの魅力を知ることによって、自分に合ったライフスタイルを参加者に発見してもらおうことが目的だそうです。

参加希望者はイナカレッジのウェブサイトから申し込んで、事務局を務める中越防災安全推進機構の村人デザインセンターという組織がありまして、そこが地域への橋渡しを行うそうです。現地訪問を経て、最終的な受入れの可否が決まるそうですけれども、研修期間中は、月額5万円の生活費が支給され、受入れ地域での滞在場所や車での移動手段も用意されるそうです。

このイナカレッジは、当初は似たような農村体験のプログラムの中に埋没して、思うように参加者が集まらなかったそうです。そこで考え方を改めて、特徴を打ち出すため、農村に移住したい若い女性4人が移住女子として現地の暮らしぶりなどを情報発信する取組を始めて、そこから最初はちょっと失敗もあったけれども、だんだん軌道に乗っていったそうです。

今現在なんですけど、参加者が23人おられて、そのうち12人が定住されているので、今までの人口減少のこととかも考えると微々たる数であります。若い子がここへ12人も定住したということは、そこから、結婚されてない方ばかりらしいので、またそこから結婚に結びついたり、また、新しい風が巻き起こるといふ点では、移住定住のそういう施策で、本町においても検討してみてもどうかかなということでも提案をさせていただきます。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、障害者と農業がつくる新しい関係として、今、農福連携が注目されていますが、この農福連携とはどのようなものか。また、本町でも取り入れるとしたら、どのような支援が考えられるか、お答えください。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 農福連携とは、障害者が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。

本町での支援の取組の考えられる1例として、マッチングの支援が考えられます。これは働く意欲のある障害者と働き手を探している農家のマッチングをすることということです。支援としては、働き教育センターですとか、せせらぎ作業所、または、甲良養護学校などの障害者と認定農業者及び集落営農法人等のマッチングが考えられます。

これにより、農業に興味と意欲を持つ障害者の働き場の確保と、農家の人材不足を少しでも回復できることが期待できると考えております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 この農福連携を進めていくには、先ほど課長の方もお話しされましたが、やはりお互いが出会い、最初はやっぱり誤解を解いていくことから始めていかななくてはならないと思います。

過去の話でいきますと、例えば、出会いの機会がないために起こる先入観で、例えば、この障害のある人はちょっと農業は難しいかなとか、福祉の関係者からしてみても、今まで経験がないのでイメージが湧かないといったことがあるそうです。

しかし、農業の関係者からでいきますと、未来においては、やっぱり個人の特性や得意分野を生かして分担することで力を発揮できるんだというのが雇ってから分かったり、福祉関係者の方も、いわゆる内職的な作業にない喜びを感じる人も多いということで、先ほどマッチングのこともおっしゃれましたが、出会いの場や機会を調整する人材育成と行政の支援が必要だと私も思います。

スムーズに就労できる、例えば、農業ジョブトレーナーの育成のほか、普及指導員による特別支援学校内での実習を実施するなど、特に三重県では農福の連携が、取組がこういった形で進んでおられるそうです。

やっぱり農業と障害者をつなぐという点で、やはり行政の力が必要となってきますので、先ほどちょっと私も提案しようと思っていたんですけど、甲良町の社会福祉協議会働き教育センター甲良というのがたまたまありまして、行政とこれらの組織で取組を、例えば、話合いする中で、本町の農業施策としての意義ある取組としてイメージアップも図れるのではないかと成果を期待しております。

また、今後、先ほどお話しした関係機関を含めて、本町において何ができるかというのを真剣に考えていただければと思います。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、近年、都市部の若者を中心に農村での生活を求めて移住する田園回帰の機運が高まっているが、本町としての今後の取組や施策はありますか。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 まずは甲良町に興味を持ってもらう1つといたしまして、情報発信拠点としての機能を併せ持つ道の駅せせらぎの里こうらにお越しいただき、甲良町で作られた農産物や文化、自然に触れ、人との交流を通じて、甲良町の農業を知ってもらうきっかけづくりを行い、関係人口の増加を図っていきたいと考えています。

そのためにも、情報発信及び情報収集に努めていきたいと考えております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 近年、都市部の若者を中心に、農村での生活を求めて移住するいわゆる田園回帰の機運が高まっているそうです。総務省が今年1月、これ大分古い新聞なので、平成29年の話にはなるんですけども、東京23区や政令市の都市住民を対象に実施したアンケート調査によると、直近5年間で、いわゆる5割以上の人が農山漁村地域を訪れているそうです。

このうち、農作業や祭りなどへの参加、地域貢献活動やボランティア活動への参加が目的で訪問した年代別の割合が、20代が最も高かったそうです。これはやはり先ほどもお話を私もさせてもらいましたが、やっぱり若い世代で農山漁村の役に立ちたいとの意識の高まりを示しているのではないかと思います。

また、田舎暮らしを希望する人をサポートしているNPO法人ふるさと回帰支援センターの調べでは、都市住民からの移住相談などは増加傾向にあって、2016年は年間2万6,000人を超え、過去最高を記録しているそうです。特にやはり20代、30代の相談者などの割合も増えていると言います。こうした田園回帰の動きに伴い、市町村も移住者の受入れに積極的に乗り出しているそうです。

一般社団法人移住交流推進機構の調査によれば、2013年度に移住交流促進に関する施策を行った市町村は51.4%で、ちょうど2009年度より12.1ポイント増加しているそうです。農業の担い手となり得る若者が移住先の農村で暮らし続けていけるよう、住居や就業機会の確保など、ニーズ要望が必要じゃないかと思います。

本町においても、やはり移住交流関係人口の増加を促進するためには、それらの受皿となる、ワンストップのいわゆる窓口ですね。これと、今、ホームページの作成に力を入れたり、東京にあるNPO法人ふるさと回帰支援センターや総務省が管轄している移住・交流情報ガーデン、そして、一般社団法人地域活性化センターなどに移住定住が進んでいる地域、滋賀県でいうと高島市とか長浜市、東近江市辺りなどは、きちんとそこに、すごく分かりやすい、興味を持たれるようなパンフなどを、きっちりお金をかけて、広報の1つのあれとして作成して置いてもらったり、また、直接、例えばブースを設けてアピールすることが大切だと思うが、今後の施策として、そういう考えはありますか。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 今、ちまたでも問題になっておりますのは、行政も受け入れる方に力を入れ過ぎて、受け入れた後が特に問題となっておりますので、そのあたりも十分に考えまして、情報発信と、また、情報共有に努めたいと考

えております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 どうしても受入れ人数が多くなればなるほど、そういった監視するというか、管理下に置いて、ちょっといざこざがあったりとかというのは確かにお聞きします。それもなかなかちょっと難しいところではありますが、そうだからといって、積極的にならなかつたら、今の現状のままで、このままどんどんどんどん人口は減少すると思いますので、そういったリスクはできるだけ避けつつも、やっぱり積極的にそういった窓口も設けて、きちんとやっているところがやはり移住定住が進んでいると思いますので、また、どうかご検討のほど、よろしく願いいたします。

次に、この質問の最後になりますが、ふるさと納税における本町のお米の取扱いはどのぐらいあるか。犬上郡3町の取扱量との比較は。また、これからどのようにして本町のお米の販売拡大やブランド力の向上のための施策はあるか、お聞かせください。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 返礼品のうち、お米については全体の7.5%、件数にして110件、総重量で約1,000キロの実績でございました。

犬上郡の他2町の取扱量は公表はされておりませんが、ふるさと納税の実績では、豊郷町が約8倍、多賀町は約3分の1ですので、単純比較すれば、同程度の取扱量と推測されます。

ふるさと納税の額が増えれば比例的にお米の取扱量も増えるわけですので、昨年、摂南大学と連携し、甲良米のブランド力の向上といったような研究も進めておりますので、そういった成果をふまえながら、産業課と連携し、ブランド力の強化に努めてまいりたいと考えております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 犬上郡3町の先ほどの取扱量を聞いて、豊郷がちょっとずば抜けて多いということで、なぜこのおいしい甲良米が、ふるさと納税での取扱量で差が出るのか、正直、不思議でならないです。やはりPR不足やイメージ戦略がうまくできてないのではないかと思います。

最近では、やっぱり産学連携で、お互いが得意分野と知恵を出し合い、協力しながら、商品PR等販売協力に向けたマーケティング戦略などを、たしか提携しておられると思いますので、また、これから調査等して、それから、また、いろんなことをやはりアドバイスをいただきながら、本町で取り組んでいる摂南大学との連携を軸に、調査だけでなく、今後の甲良町の農業に対するイメージアップと、やはり稼げる農業への転換ができるように、しっかりと予算をつけて、本町においても、農業従事者に対して、成功に導けるよ

うに、努力をしていただけたらと思います。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 2番目の質問に入りたいと思います。

児童相談所に保護された子どもの処遇を決める際に、本人の意向聴取を義務づける改正児童福祉法が来年4月に施行されます。

背景には子どもの虐待が増加しています。平成21年の4万4,211件と比べると、令和3年は4倍以上の20万7,659件の虐待相談数が上がっています。現在の制度では、虐待を防止するための制度が整っていないので、今回の改正では、虐待の部分にスポットを当てられた改正だそうです。

そこで、まず初めに、この改正の基になる児童福祉法とは何か、お答えください。

○**建部議長** 教育次長。

○**大野教育次長** 児童福祉法は、児童が良好な環境において生まれ、心身ともに健やかに育てられること。保育、母子保護、児童虐待防止対策を含む全ての児童の福祉を支援する法律で、児童の健全育成や権利、生活保障の支援などを目的として定められています。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 次に、この基礎的な知識を共有できたので、来年4月に、先ほどお話ししました児童福祉法が改正されるけれども、その内容とポイントを教えてください。

○**建部議長** 教育次長。

○**大野教育次長** 改正の主な概要です。子育て世帯に対する包括的な支援のための体制の強化。体制の強化として、「妊娠届から妊産婦支援、子育て世帯や子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めること」とするものです。また、児童の意見徴収等の仕組みや整備などが挙げられています。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 今回の改正のポイントは7つです。かぶるところもありますけれども、ちょっと7つ紹介させていただきます。

市区町村に家庭支援センターが設置されることと、子どもの意見聴取の仕組みを整備、児童相談所による支援の強化、虐待を受けた子どもなどの一時保護に司法審査を導入、虐待の新資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の導入、児童養護施設の自立支援、年齢制限の撤廃、保育士のおいせつ行為再登録の厳罰化が挙げられます。

今回の改正の背景には、やはり先ほどもお話ししました増加する虐待と子育て世帯の家庭支援を強化する目的があるそうです。これらの知識を念頭に

置いて、次に、この対応に向けてのこれからの本町の取組と、また、課題や問題点をお聞かせください。

○**建部議長** 教育次長。

○**大野教育次長** まず、本町を含め、各市町が取り組む必要があるのは、子ども家庭センターの整備です。

子ども家庭センターとは、虐待や親子間の不適切な関係などを抱えた子どもや保護者を支援する子ども家庭総合支援拠点、これは子育て支援センター部です。妊産婦や乳幼児の保護者の相談機関、子育て世代包括支援センター、こちらは保健福祉課の母子の保健部です。この2つの機関を一体化した相談機関、子ども家庭センターは、令和6年4月法改正により、設置を努力義務として明記をされているところです。

国がこども家庭庁を設立したこともあり、町として、子ども施策の推進体制を検討していく必要があります。

実務者の専門性の向上としては、現在、本町では、子育て支援センターを拠点として、子ども、家庭支援を行っております。昨年度からは、公認心理師、今年度は相談員を増員するなど対応していますが、よりきめ細やかな支援を行うためには、専門的職員の増員が課題であると考えております。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 確かに子ども家庭センターについては必要な建物になってくるかなと思います。

現在、先ほども次長がおっしゃられたように、子育て支援センターが主な事業に取り組んで対応されておまして、私もこの場所に設置が望ましいと思うんですけれども、最近では不登校の対応で、例えば、なごみ教室をされたり、相談業務も充実して行って、今、実質、公認心理師だったり、相談員等も入れていただいていますので、かなり他の市町に比べても、本町は子どもたちのそういった見守りという点においても、非常に優れた施策を行っていると思います。

ただ、最近見て思うんですけれど、場所がちょっと手狭になってきているように思われるので、もし、この子ども家庭センターをつくるのであれば、今の子育て支援センターの敷地内に別棟で建てる方がいいのか、それとも、その拡張して、もう一度ちょっと広げてする方がいいのか。もしくは、もう今の場所にこだわらずに、もう一つ別に、相談窓口も全部含めて、どっかい場所がこの町内にあるのであれば、検討されてみてはどうかなど。今のままの現状で、これ以上の充実した施策を行おうと思うと、どうもやっぱり手狭だと思うので、またその点については、検討していただければと思います。

これを機会に、やはり子育て支援の充実と、今までから町長が特に力を入

れているとおっしゃっている家庭支援とのさらなる充実と、あと、私は日頃から常に思っているんですけど、やはり子どもの居場所づくりと、子どもだけでなく親の居場所づくりも兼ねて、今先ほど言っている子育て支援センター内の空き場所に、拡充するとまたお金が結構余計に要と思うので、別棟を建てて、何か補助金等があるようでしたら、それでまとめて対応してもらえるところをつくるのがよいかと思いますので、またご検討の方をお願いいたします。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 次の質問に入りたいと思いますが、特にこの注目されている児童相談所との橋渡し役として、意見表明支援員という、アドボケイトというんですけど、これはどのようなものですか。

○**建部議長** 教育次長。

○**大野教育次長** 虐待などから保護された経験のある児童は、児童養護施設などに保護された後も、自分の意見を伝えることが難しいことがあります。

児童相談所や市町は、子どもの最善の利益は何かを考えて判断をしています。しかし、児童の中にはうまく話せない児童もいて、なかなか意見が反映されないこともあります。

そこで、児童の立場にだけ立って、児童の意見を代弁するアドボケイトと呼ばれる人たちが、言わば子どもの代弁者となって、周りの大人に児童の意見を伝える役割を担います。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 今回、このような子どもの意見を尊重することが児童福祉法の中に盛り込まれたことはとても大切なことで、子どもの意見表明権は、子どもの権利条約に位置づけられています。日本は1994年に子どもの権利条約を批准しているが、しかし、子どもの権利に関する法整備をこれまで行っておらず、国連の事務局より勧告を受けてきた経緯があるそうです。

そこからこども家庭庁を設立したり、こども基本法が制定されたり、子どもの人権を尊重するために少しずつ動き出しています。

こうした背景から、子どもの権利が少しずつ浸透してきて、やっぱり大人がちゃんと子どもの意見に向き合う社会になってほしいと願います。

そして、次の質問に移りますが、虐待の新資格「こども家庭福祉ソーシャルワーカー」、これまだ仮らしいんですけど、これの導入が検討されているが、どのようなものか、お答えください。

○**建部議長** 教育次長。

○**大野教育次長** 児童虐待が増える中、多様で複雑な問題を抱えた子どもや家庭を支援する人材に高い専門性が求められていることから、子ども・家庭・

福祉分野に特化した国の基準を満たす新しい資格となっています。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 児童相談所の職員の資質についてが課題として出てきて、児童相談所職員の専門性の向上や社会的地位を上げることを目的に、こども家庭福祉ソーシャルワーカー資格を、当初は民間資格として検討されてきたそうですが、今現在は一応国家資格として国が導入できないかということを決めたそうです。

このこども家庭福祉ソーシャルワーカーは、児童福祉司の任用資格として位置づけられていますが、現在、その児童福祉司は、勤続年数3年以下の職員が約半数を占めるなど、深刻な人手不足になっているそうです。このこども家庭福祉ソーシャルワーカーを設立することで、任用資格として拡大し、採用活動の活性化や長期的なキャリア形成を図る狙いがあるそうです。

以上です。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 すいません。先ほど、5番の質問がちょっと抜けておりまして、質問内容の順番が変わりましたが、ちょっと質問させていただきたいと思います。

先ほど、私も子どもの意見表明権のお話をさせていただきましたが、このこども権利条約に位置づけられているんですけども、このこどもの権利条約とは何か、ちょっと教えてください。

○建部議長 教育次長。

○大野教育次長 こどもの権利条約。児童の権利に関する条約は、世界中、全ての子どもたちが持つ権利を定めた条約です。1989年11月20日、第44回国連総会において採択をされました。

基本的理念は、児童の最善の利益と差別の禁止を挙げ、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の児童の権利を4つに分類し、児童福祉法の根拠となっております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 それでは、この質問の最後になりますが、本町においても家庭支援事業に力を入れているが、今度、子どもを守るという観点からも、意見表明支援員、いわゆるアドボケイトや虐待の新資格、いわゆるこども家庭福祉ソーシャルワーカーの資格を持った人材の活用が必須だと思うが、これらの資格を得るための支援策を検討してみてはどうかと提案しますが、検討の余地はありますか。

○建部議長 教育次長。

○大野教育次長 まず、意見表明支援員、アドボケイトに関しては、現時点で

は、公的な資格を要するものではなく、養成講座において必要な実践講座や演習を行うということになっております。

子ども家庭福祉ソーシャルワーカーは、2年以上の実務経験がある社会福祉士や精神保健福祉士が一定の、100時間程度と言われております、指定研修を受講後、受検するルートと、両資格がない人でも実務経験のある人材が、こちらも100時間程度の指定研修を受講後、受験できる経過措置を設けるとされています。

まず、町の実情に応じて、まずは、担当者が養成講座の受講ができるように検討をしていきたいと思っております。

子育て支援センターの社会福祉士が資格取得をめざしていきます。併せて、現在学校に派遣されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの充実、子育て支援センターに専門性のある職員の増員をまずは優先事項と考えております。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 支援をしていただけるということで、やはり今後、いろんな悩み事などについても、いろんな資格が必要となってきますので、ぜひ導入の方をよろしく願いいたします。

こども家庭庁では、2023年度、児童相談所などのアドボケイトの導入を補助する事業を始めたそうです。

滋賀県は、2018年度から県が委嘱する子どもの権利擁護部会の委員が年に一度、児相を訪れて、意見を聞いていて、委員は弁護士や臨床心理士、児相のOBの計6人で、本年度は10人に増やす予定だそうです。県の担当者は、声を聞く人の第三者が確保できているかどうかは検討課題と話しておられます。

次に、先ほど私も何度かお話ししていますこども家庭ソーシャルワーカーについては、児童相談所や市町村の虐待相談対応部署、乳児院、児童家庭支援センター、保育所などに配置される予定だそうです。本町においてもこども園がありますので、またそうした資格を持った方が保育所等に配置されるのもいいのではないかと思います。

子どもだけではなく、親や親族、地域の人からの相談も受け付けるそうです。親としては、どう子どもと接してよいか分からない。いらいらしてしまうなど、自分の押さえ切れない感情を話すことで、気持ちを落ち着かせることもできると思います。

悲しい事件を未然に防ぎ、1人でも多くの子どもを守っていくことを期待するためにも、このような資格を得ることを支援することによって、本町の取り巻く家庭内における様々な諸問題の解決に向け、学校の先生たちだけで

はなく、こうした資格を持ったプロの専門家の力を借りることができれば、問題解決の早期改善に取り組めるのではないかと期待して、この質問を終わらせていただきます。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、3番目の質問に入らせていただきます。

4月30日の中日新聞の滋賀版の記事に「かぶることが命を守る」という見出しの記事があり、ちょうど春の全国交通安全運動での時期でもあったので、改めてこのことについて一般質問し、交通マナーの大切さを、私も含めて再認識する必要があるので、取り上げることにしました。

改正道交法が施行され、4月1日から自転車に乗るときは、ヘルメットの着用が全年齢で努力義務となりました。施行から2カ月近くになりますが、普段スクールガードで毎日子どもたちの安全を見届けているが、着用が正直浸透しているとは言えないと思います。かぶらなくても罰則はないものの、転倒や事故に遭ったときに命を守るため、着用率をどう高めていくかが課題であると感じています。

そこで、再度交通安全運動の大切さをするためにも、どのようなものか、その質問をさせていただきたいと思います。

5月11日から20日に交通安全週間ということで、先日、役場前の交差点付近にて、関係各位における春の全国安全運動が実施されましたが、この全国交通安全運動とはどのようなものか、まずお聞きしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、国におきましては、令和5年2月1日に、中央交通安全対策交通本部会というのがありまして、その春の全国交通安全運動の目的でありますとか期間が決定をするというものでございます。

今回の目的でございますが、広く国民に交通安全思想の普及浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図るという目的でございます。

それに伴いまして、次は、滋賀県では交通対策協議会、これは会長は県知事でございますが、令和5年3月3日に通知を発出されまして、滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動といたしまして、甲良町におきましても、協議会の会員、また、彦根交通安全協会甲良支部におきましても、町内の交通安全啓発普及のために運動の実施をお願いしているところでございます。

また、小学校におきましても、岡田議員もそうでございますが、スクールガードの皆さんにも協力を得まして、地域で児童と一緒に登校や交通立哨もお願いをしておるというところでございます。

いずれにしても、この運動は交通事故防止の徹底を図る地域や関係機関が連携をいたしまして、交通安全意識の高揚に努めるものであると認識しております。

以上でございます。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 この運動期間中において、特に甲良中における自転車運転時のヘルメットの着用率がかなり悪く感じられていたので、今現在、学校での指導や取組についてお聞かせください。

○建部議長 教育長。

○青山教育長 ヘルメットについては、私も、昨年度も登校・下校時に見ていましたが、かぶっている子は2、3割かなというようには思っていたんですが、今年度、余計ひどくなっています。私も5月の安全週間のときに、中学校の前で立哨させてもらったんですが、ちょっと去年よりは悪いんじゃないかなという認識を持ちました。

そこで、学校の方については、生徒指導担当の方に「もう少しかぶるような指導を徹底しなあかんぞ」ということと、今後はやっぱり保護者にも何か言っていないと、学校にだけに言っているようでは駄目やということで、保護者に何かうまく伝わるような形で協力願えんかということで、今話をしています。

また、自分の身は自分で守るという基本的原則がありますので、そこら辺も徹底しながら、今後も改善に努めたいというふうに思います。

以上です。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 中日新聞の記者の一言にもありましたが、身近な手段の自転車でも、やはり事故に遭えば危険が大きいことを忘れないようにしたいと。熱い、面倒くさい、格好悪い、かぶらない理由は理解できる。でも、どれも大切な命には代えられないと。本当にそのとおりだと思います。

一部の人だけで一生懸命やれることには限界があります。先ほど教育長もおっしゃったように、やはり多くの方々に少しずつ協力してもらい、町全体で取り組み、子どもたちへ、命の大切さと身を守るための交通ルールの遵守を願い、この質問を終わりたいと思います。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 それでは、最後の質問に移らせていただきます。

こども家庭庁が5月12日に公表した園児の心身に悪影響を及ぼす保育施設での不適切な保育。県内で昨年4月から12月に13件が確認されたそうです。

三日月大造知事は、16日の定例記者会見で、「よくないことを関係団体や市町と情報共有し、改善に努める」と述べたそうです。この指示を受けた調査で、県内では保育園や幼稚園など計714施設と自治体が対象で、県と19市町の報告によると、県内での不適切保育は、保育所で11件、幼保連携型認定こども園で2件の計13件だったそうです。自治体が虐待と認定したケースはなかったそうです。

そこで質問に移りますが、この不適切保育に、本町はこのケースに該当したかどうか、お聞かせください。

○**建部議長** 教育次長。

○**大野教育次長** 当町では、報告はありませんでした。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 本町はこのケースに該当していないということをお聞きして、安心しました。

不適切な保育とは、子どもに罰を与えたり、乱暴な関わりをしたり、身体的、心理的に深い傷を当てる保育のことを言います。不適切保育には、主に子どもに罰を与える、乱暴な言葉を使用する、脅迫的な言葉かけ、大きな声で怒鳴る、置き去り、閉じ込め、たたく、蹴るなどがあります。

不適切保育は、いかなる理由であれ、起こってはならないことであり、子どもを傷つけるなど言語道断です。

しかし、その原因や背景を知ることで、少なからず対策を講じることができるので、本町としても、町が運営しているこども園が2園あるので、きちんと見守りも含め、現場の状況の確認や東西にあるこども園と連携をしっかりとって、これらの不適切保育の防止に引き続き注力していただきたいと思っています。

次に、保育所で不適切保育が疑われた場合の相談窓口については、県と19市町のうち、半数が設置していないという回答があったそうです。

そこで、当保育所では、不適切保育が疑われた場合の相談窓口については、設置しているかどうかをお尋ねします。

○**建部議長** 教育次長。

○**大野教育次長** 相談窓口としては、教育委員会としております。不適切保育の相談に特化はしておりませんが、ホームページで、相談先の方は広報しております。園の方では、保護者相談会で、相談についての周知もしております。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 設置されているということではありますが、教育委員会の方が相談窓口ということで、やはり不適切保育を見逃してしまうおそれがあるとい

けないので、設置ができてるのは非常に喜ばしいことです。

そして、最後の質問になりますが、本町において、どこの保育園も保育士不足に悩まされ、運営が厳しい状況ですが、現状と課題や問題点について、お聞かせください。

○建部議長 教育次長。

○大野教育次長 現状は、両こども園とも、園児のクラス数、東こども園9クラス、西こども園8クラスに対して、園長、副園長は除きますが、正規職員がほぼ同数となっています。

特別支援を必要とする園児も在園し、会計年度職員を合わせても余剰がなく、現場を離れての保育士の研修や事業への参加が難しい状況となっています。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 以前から、募集をかけてもなかなか来てもらえないといった報告を聞いておりましたが、保育士の派遣を得意としている業者に依頼するなど、いろいろと前回お話を聞いた中で努力されているのが分かり、安心しました。

保育園の業務は多岐にわたり、保育士の皆さんも、本業である保育士としての資質はもちろんのこと、行事などの準備とか飾りつけなど、オールマイティーにこなさなければいけないし、場合によっては、保護者への対応で家庭訪問を行ったり、スキルを磨くための研修や講習に参加したりと、休む暇もないように見受けられます。

今回、教育次長が言うには、スキルを磨くための特に研修や講習に、現状ではなかなか行くのが難しいということで、やはりぎりぎりの人数で経営していくことに対して、保育士の働き方の改革などが必要になってくるかなと思います。

子どもたちが安心安全に保育を受けられるように、行政としての知恵と支援策を検討するべきではないかと思います。

特に行事の飾りつけや準備などは、保護者や地域のボランティア団体に協力を、例えば依頼してみたりしてもよいのではないかと思います。

あとは、保育園のICT化で、保育現場の業務改善、効率化を進めるべきではないかなと感じております。最近ではいろんなシステムがありますが、公立校園向け業務支援システム「HOICT（ホイクト）」や「WEL-KIDS（ウェル・キッズ）」「Kataguma（カタグルマ）」の3つの業者のシステムが結構良いということ、私が知っているほかの保育園でもちょっとお聞きしてきましたので、ぜひ提案をさせていただきたいと思います。

3つ全部紹介するのはもう時間がないので、「HOICT」については、

保育士の業務負担の軽減はもちろん、自治体の管理業務においても効率化を実現する業務支援システムです。登降園時刻の打刻から園児の状況確認や給食数の確認、延長保育の自動計算、出席簿の自動作成までを一連で処理できます。保護者と職員間の連絡調整がシステム上からリアルタイムに行えるので、情報の共有化で、保育士と保護者、保育士同士のコミュニケーションの向上とミスコミュニケーションの防止を図ることができます。保育士の人数確保や業務負担を減らすためにも、保育園の事務などの効率化と保育士業務に保育士がきちんと取り組める環境が何より大切だと感じています。これらのシステムは文科省の園務改善のためのICT化支援事業補助金や、経産省のIT導入補助金が活用できます。詳しくは関連のホームページを見ていただけたらと思います。

給料面での改善は、本町の財務状況からいっても容易ではないので、現実的な認定こども園の運営での環境改善が一番良いかと思っています。

私は、常日頃、特に幼少時代に過ごした経験が、子どもたちにとって、その後の人生を左右すると言っても過言ではないと思っています。だからこそ、認定こども園として、保育士の皆さんが働きやすく、生きがいを持って保育業務をこなせるように、認定こども園としての方針やビジョンがしっかりしてないといけません。

木は光を浴びて育ち、人は言葉を浴びて育つと言います。子どもたちに夢や希望を与えられるような教育と、家計と保育園だけではなく、地域社会全体で子どもの成長を見守り続ける支援が必要です。

そのためにも、認定こども園として、本町の取組姿勢や改善に期待して、不適切保育が今後出ないようにしていただきたいと願いますが、再度この話を聞いていただいて、すぐ返答は難しいかもしれませんが、今後の本町としての認定こども園の取組やビジョンをお聞かせください。

○建部議長 教育次長。

○大野教育次長 情報提供いただき、ありがとうございます。また、参考にさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 すみません。これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○建部議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時42分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 岡 田 隆 行

署 名 議 員 山 田 裕 康